

# 総務文教委員会記録

## ○開催日時

平成30年6月29日 午前9時57分～午後2時36分

---

## ○開催場所

第2委員会室

---

## ○出席委員（6人）

委員長	帯田裕達	委員	永山伸一
副委員長	坂口健太	委員	徳永武次
委員	上野一誠	委員	松澤力

---

## ○紹介議員

議員 持原秀行

（請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書）

---

## ○その他の議員

議員	井上勝博	議員	持原秀行
議員	今塩屋裕一	議員	下園政喜
議員	中島由美子	議員	落口久光

---

## ○説明のための出席者

総務部長 田代健一  
総務課長 平原一洋  
秘書室長 山元一将  
文書法制室長 川畑央  
財政課長 鬼塚雅之  
財産活用推進課長 橋口堅  
税務課長 道場益男  
収納課長 山口隆雄  
契約検査課長 南忠幸  
危機管理監 中村真  
防災安全課長 寺田和一  
原子力安全対策室長 祁答院欣尚

---

消防局長 新盛和久  
次長兼警防課長 福山忠雄  
消防総務課長 鶴屋豊文  
予防課長 永田稔  
通信指令課長 小倉要一

---

教育部長 宮里敏郎  
教育総務課長 小原雅彦  
学校施設整備室長 上口憲一  
学校教育課長 熊野賢一  
社会教育課長 橋口公男  
文化課長 永里博己  
少年自然の家所長 池田尚人  
中央図書館長 山口誠

---

会計課長 脇園和文

---

選挙管理委員会事務局長 西木場重行

---

監査事務局長 茶園勝久  
公平委員会事務局長

---

議会事務局長 田上正洋  
議事調査課長 砂岳隆一

---

## ○事務局職員

議事調査課長 砂岳隆一

主幹兼議事グループ長 久米道秋

---

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
(所管事務調査)	社 会 教 育 課 ( 中 央 公 民 館 )
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中 央 図 書 館 少 年 自 然 の 家
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学 級解消を図るための、2019年度政府予算に係る意見書の提出を 求める陳情 (所管事務調査)	教 育 総 務 課 学 校 施 設 整 備 室 学 校 教 育 課
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	文 化 課
(所管事務調査)	総 務 課 秘 書 室 文 書 法 制 室
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財 産 活 用 推 進 課
議案第69号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
(所管事務調査)	契 約 検 査 課
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防 災 安 全 課
(所管事務調査)	原 子 力 安 全 対 策 室
議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書 (所管事務調査)	財 政 課
(所管事務調査)	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	会 計 課
(所管事務調査)	監 査 事 務 局 公 平 委 員 会 事 務 局
(所管事務調査)	議 事 調 査 課
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について (追加日程)	—
教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について (追加日程)	—

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算について御説明いたします。薩摩川内市各会計予算書予算に関する説明書（第1回款補正）を御準備ください。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、26ページをお開きください。

9款1項消防費4目非常備消防施設費では、補正額6,343万3,000円の増額で、内容といたしまして、右側説明欄になりますが、非常備消防施設費の事項で、下甌南分団片野浦部車庫詰所新築工事費3,863万8,000円のほか、工事に伴う普通旅費、給水負担金を措置したほか、非常備消防車両等購入費の事項で、上甌地域の消防団に配備しております消防ポンプ自動車上甌支部1台、小型動力ポンプミニ積載車、上甌代替車1台の更新に伴う備品購入費2,380万円のほか、備品購入に伴う普通旅費、無線の載せかえ手数料等を措置したところでございます。

また、この事業は県の特定離島ふるさとおこし推進事業による内示を受けて、事業の予算計上を行ったものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、10ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金7目消防費補助金4,960万円で、これは先ほど申し上げましたが、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で補助率は事業費の10分の8でございます。

以上で、消防局所管にかかわる説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一）もう単純なことです。今歳入のほうで補助事業しかおっしゃられなかったんですが、地方債、いわゆる辺地債を借り入れをしています。私の考え方が違うのかもしれないけど、辺地債の場合は、充当率が100%なもので、事務費は無理なんだろうけど、係る事業については100%充当だったら、100%借りたほうが有利じゃないかなというふうに単純に思ったんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○消防総務課長（鶴屋豊文）ただいまの質問でございますが、特定離島のほうが、例えば、工事費については、工事費の10分の8、それを除いた残りについて辺地債を充当しているところでございます。ですから、片野浦部の詰所につきましては、辺地債のほうが680万という形で残り一般財源となります。また、車両につきましても、備品購入費の10分の8を充当させていただいて、残りについて辺地債を充当しているところです。

実際、起債については100%の充当もあるんですが、今回の場合は、100%充当ではなくてということで行っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。委員会資料を御準備ください。

1の里分団車庫詰所開所式及び落成祝賀会につきまして、里分団の3カ所の車庫を1カ所に統合し、平成29年度に里支所の側に建設いたしました里分団車庫詰所の開所式及び落成祝賀会が4月8日に盛大に実施されたところでございます。

2の無人航空機贈呈式につきまして、4月17日に株式会社サンテックより寄贈を受けました無人航空機等の贈呈式を消防局の車庫内で実施いたしました。

資料に記載のとおり、無人航空機には赤外線カメラを搭載した撮影や物件投下を行う機能を持ち、あわせて災害対策本部等との情報共有を行うための画像転送装置を備えております。今現在、警防課の直轄の無人航空機運用体として、オペレーター6名で運用しております。贈呈式以降では、東郷町藤川の行方不明捜索、川内川総合水防演習及び東郷学園義務教育学校の上棟式等で活動しているところでございます。

続きまして2ページになります。

3の職員研修につきまして、(1)の職員の派遣研修は、昨年からの職員のスキルアップと組織力の向上及び消防本部間の連携強化を目的に、横浜市消防局へ派遣研修を行っており、昨年度は予防部予防課に派遣いたしました。今年度は警防部警防課へ、資料に記載の職員を1年間の予定で派遣をしているところでございます。この研修につきましては、翌年度以降も引き続き実施していく予定でございます。

(2)の本年度の新規採用職員でございます。本年度6名の職員を採用し、全員が4月4日から9月21日までの171日間の予定で、現在消防学校初任科に入校中でございます。

備考欄に記載のとおり6名のうち2名は救急救命士の資格取得者であり、現在、本市消防局では、救急救命士の資格取得者は43名となっております。

4の防災研修センターの利用状況につきまして、開館から5月末現在で、2万5,500人の方々に利用いただいております。来庁された方々の市内

外及び年代別は資料に記載のとおりでございます。今後も引き続き、周知広報を積極的に行い、防災研修センターでの企画展等を開催し、市民の方々の防火・防災意識の高揚と利用促進を図ってまいります。

5の消防ふれあいデーにつきまして、祁答院分署におきまして、初の試みとして町内の幼稚園児や保育園児等を対象に園児並びに保護者等93人の方々に参加していただき開催いたしました。幼児期の防災教育の一環として、煙体験や自分の身を守る勉強のほか、各種体験を通じまして消防士の仕事に触れ合っていたいたものでございます。続きまして3ページになります。

6の自主災組織等の訓練状況につきまして、3月から5月末までに20の地域・自治会で、908人の方々が参加し実施されております。

続きまして4ページになります。

7の防火の呼びかけ等広報活動につきまして、春の火災予防運動期間中やゴールデンウィークに消防演習、防火の呼びかけ及び防火訪問等を実施いたしました。

下段の8の川内川総合水防演習につきまして、5月20日に川内川左岸開戸橋下流河川敷におきまして、本市並びに国土交通省九州地方整備局、鹿児島県の主催で開催され、消防局・消防団からは141人が参加し、水防技術の向上や防災関係機関等との連携・強化を図ったところでございます。

続きまして5ページになります。

9の各種訓練等につきまして、(1)の救急隊活動検討会は、心肺機能が停止した傷病者や搬送が難しい場合などに救急隊員のみでは対応が困難な事態に備えるため、救急事案の要請時に救急車と同時に消防車を出場させるPA連携を行っております。平成28年が386件、平成29年で397件出場しているところでございます。

このような対応困難事例を参加者で共有する、あるいは課題を検証し、通信指令課を含め救急隊・消防隊の連携強化とスキルアップを図ることを目的に実施いたしております。

(2)の泡放出訓練は、石油コンビナート等の危険物火災に的確に対応するため、西部消防署及び南部分署合同で実際に消火薬剤を使用した泡放出訓練を川内火力発電所で実施いたしました。

続きまして6ページになります。

(3)の水防工法研修会は、出水期を前に各種水防工法について図上及び実技研修を各消防署で実施しております。

10の救助技術指導会消防局選考会及び鹿児島県大会につきまして、4月26日に中央消防署で82人が参加し消防局の選考会を行いました。今回は、昨年採用された消防女性職員も選考会に初めて参加したところでございます。県大会には選考会を通過いたしました47人が参加いたしました。結果につきましては、九州大会及び全国大会の出場はかないませんでした、今回の結果を糧に今後も引き続き訓練に励んでまいります。

続きまして7ページになります。

11の消防団の活動状況等につきまして、(1)の消防団員研修でございます。4月1日付で入団した44人の新入団員に対しまして、消防団員として必要な基礎教育及び規律訓練等のほか、記載のとおり、各大隊・方面隊でポンプ操法及び中継訓練等を実施いたしております。

(2)の消防団協力事業所訪問につきまして、消防団員を3人以上雇用していただいています市内の69事業所へ消防局長及び消防団長が直接出向きまして、消防団活動への一層の理解と協力についてお願いしたところでございます。5月29日から30日にかけて甑島地域を、6月12日及び19日に本土地域の事業所を訪問いたしました。

続きまして8ページになります。

(3)の薩摩川内火けし保存会の活動状況でございます。鹿児島県消防大会及び東郷学園義務教育学校上棟式に、火けし保存会の木遣り隊及び纏隊が参加いたしまして、本市消防団のPRを行ったところでございます。

(4)消防操法大会についてです。隔年おきに実施しております消防操法大会につきまして日程等を御紹介させていただきます。

まず、資料には記載はございませんが、市の大会前の7月1日、今度の日曜日になりますが、中央大隊が操法会場で、同じく樋脇方面隊が東部消防署で予選会を行う予定でございます。

7月15日、日曜日になります。12時半から第7回薩摩川内市消防操法大会を、開戸橋下流の西開開運動広場で開催いたします。この大会の小

型ポンプの部及びポンプ車の部の上位4チームが支部大会へ出場することになります。支部大会は29日、日曜日の8時30分から第46回薩摩支部消防操法大会を、さつま町求名の薩摩総合運動公園駐車場で開催いたします。

なお、薩摩支部消防操法大会の各部の優勝チームが、8月24日に鹿児島県消防学校で開催されます第32回鹿児島県消防操法大会に薩摩支部代表として出場いたします。

続きまして9ページになります。

消防団の所属別の人員を記載しております。6月1日現在で、団員数は1,239人で充足率は93.2%でございます。また、小さな字で申しわけございませんが、平均年齢は44.2歳で、これは平成29年のデータになりますけれども、県の平均年齢が44.6歳、国の平均年齢は40.8歳となっているところでございます。

続きまして10ページになります。

12の火災、救急の発生状況につきまして、5月末現在の状況を御説明申し上げます。

(1)の表になります。5月末現在、火災は23件発生し対前年と比較し13件の減、火災損害額は784万4,000円で998万6,000円の減、救急件数は1,794件で15件の減となっております。

(1)の右側の小さい表になりますが、火災の死者が2名で、うち1名が枯草焼きでの着衣着火により亡くなられているところでございます。

地域別・月別の火災、救急の状況は記載のとおりでございます。

火災の種別では、昨年と比較し建物火災が6件、その他火災が6件、いずれも減少しており、これが火災件数の減に、また、建物火災のうち半焼以上の炎上火災が昨年と比較し2件減少しており、これが、火災損害額の減につながっているところでございます。

救急の種別では、転院搬送が増加し、急病がやや減少している状況です。

熱中症の関係は、5月末で、ことしは非常に少なく、3件3名を搬送しているところでございます。

なお、昨年10月から運用を開始しました南部分署救急隊につきまして、出場状況を御説明申し上げます。

先ほど申し上げましたが、5月末までの救急件数が1,794件で、そのうち40%の715件を南部分署救急隊で対応しているところでございます。

また、現場到着時間につきまして、昨年の中央消防署2台体制と、今現在の中央・南部各1台の体制と比較いたしますと、現場到着時間は1分12秒短縮しております。救急隊の効率的な運用が図られていると考えているところでございます。

以上で、消防局の所管事務の説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（松澤 力）** 消防団の件で、私も4月からお世話になっておまして、ありがとうございます。いろいろ人員確保が、充足率が93.2%ということで、局長も日ごろからこは課題だということで、今後取り組む必要があるとおっしゃっているんですけども、今、事業所訪問とかいろいろ取り組みをさせていただいていると思うんですけども、今後、充足率100%に向けての今現状とか、今後の取り組みの方向性があれば教えていただけたらと思います。

**○次長兼警防課長（福山忠雄）** 今、委員から御指摘のとおり、充足率、今現在、定数から90人の減となっております。年々充足率は下がってきております。昨年の同時期と比較いたしますと、昨年6月とことしの6月にしますと、0.6ポイント今減少しているところでございます。

今おっしゃられましたとおり、確保策としまして、たまたまなんですけども、昨日、消防後援会連合会総会がございまして、会長がここにいらっしやいます下園議員でございますけれども、昨日総会がありまして、そこでまた、後援会連合会の方々に消防団員確保、当然今の現状を資料をお配りしまして、団員確保をお願いしたところでございます。

今後の方策としまして、今、先ほど申し上げました薩摩川内火けし保存会、これは、消防団の活動活性化も含めまして、消防団員確保、いわゆる魅力ある消防団づくりということで、PRをしながら、やりたい、参加したいということも、消防団って、火消し、あるいは訓練、特に、今言われ

ておりますのが、飲み会が多いとか、上下関係があつてということもあります。そういうのも、皆さん方も団の方々も当然熟知しております。そういうフラットな指揮命令はちゃんとしますけども、入りやすい環境をつくらうということで、消防後援会、それから、消防団の幹部、また、地元の消防団の方々一体となって、今やっている。明確にじゃあこれをする、あれをするということはないんですけど、今、とにかく消防団のPRをしていって、活動活性化して入りやすい環境をつくらう。私どもとしましては、消防局としましては、その消防団を下支えするために、活動環境、車庫詰所の整備でございましたり、あるいは資機材の整備というのを積極的に行っていく。国から活動、いわゆる確保策としまして、いろいろ案が出ております。機能別の消防団の創設であったりとか、あるいは女性消防団。女性消防団につきましては、現在、鹿児島県で一番多い人数の方々が活躍してもらっております。こういう方々も、この前また市役所の部課長会がありまして、市役所の女性の方々も何とか入ってもらえないかということでお願いしたところでございます。

今、薩摩川内市役所で105名の消防団員の方が一緒になって活動してもらっております。これまた何とかふやしていけたらということで考えております。

あしたからこうする、今度こうするということは今のところないんですけど、今そういうことを踏まえながら、今後も引き続き頑張っていきたいと思っております。

**○消防局長（新盛和久）** 今、次長のほうから説明がございましたが、県の消防長会の動きということで1点だけ。県の法人事業税を消防団員が入っている事業所について、これを減免する制度というのが、静岡県と長野県と岐阜県がこれをとっております。10万円ではなかなか効果がなくて、静岡県が100万に昨年上げました。100万円上げたところ、非常に消防団員がふえたというような実績になっておまして、昨年9月の秋の消防長会で、県のほうに県の法人事業税について、消防団員を確保している事業所について、何とか岐阜県、あるいは長野県、静岡県と同じような制度をとっていただきたいということで要望を出しているところであります。これはされるのかどうか

というのはわかりませんが、いろんな方策をとりながら、何とか消防団員を確保しようというのが、今、全国的な動きでございますので、次長から説明があったように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○委員（松澤 力）** いろいろ取り組みをさせていただいていることを伺いましたので、私自身も団員でありますので、またしっかり声をかけてふやしていけるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

**○委員（坂口健太）** 済みません、1点質問させていただきます。

本年3月に、外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインが策定、公表されたと思うんですが、本ガイドラインが、外国人来訪者、宿泊施設等々の事業者、施設が外国人向けにどのような火災発生時とかいうような対応を取り組むことが望ましいガイドラインを公表したわけですが、このガイドライン自体は、各事業所や施設を取り組むべきことを記しているんですけども、本市消防局としても、各事業者や施設等々に、そういった外国人が宿泊する施設って、火災が発生したとき等々、どういった対応をとるべきかというようなことを指導をされたり、サポートをされたりをしているのかというのをちょっとお答えいただければと思います。

**○消防総務課長（鶴屋豊文）** 今の議員の質問ですけれども、特に、外人宿泊者に向けての旅館、ホテルに対しての今現在、指導ということはやってはおりません。

**○消防局長（新盛和久）** ただいま坂口委員のほうから御質問がございましたが、外国人向けの避難ガイドラインの公表があって、どういう対応をしているかということでございますけれども、このガイドラインを受けてアクションを起こしているという部分は現在ございません。ただ、新幹線が開通したときに、各旅館に、各ホテル、旅館に、外国人向けの1枚のペーパーを渡すようにしていただきまして、お腹が痛いとか、そういう部分をチェックをして、それを、従業員の方に見せて、救急車呼んでくださいとか、そういう部分は配布したことがございました。

おっしゃるように、外国人の方の旅行者という

のはふえておりますので、そういった対応という部分については、今後検討していきたいというふうに考えております。

**○委員（坂口健太）** 御答弁いただきましてありがとうございます。

局長おっしゃられますとおり、2020年東京オリンピック等々の影響が、鹿児島までどれほど影響があるかわかりませんが、どんどん観光人口というのは、本市においてもふえております。また、樋脇地区であったり、祁答院地区のホテルにおいても、外国人宿泊者、利用者等々ふえておりますので、本市の消防局におかれましても、外国人宿泊者利用者向けの対応等も御検討いただければと思います。

**○次長兼警防課長（福山忠雄）** 今、外国人向けの話が出ましたけども、宿泊とは関係なんですけども、よう私どもが消防局で取り組んでおりますのが、救急隊の携帯電話は全部配備しておりますけども、これにつきまして、翻訳機能をつけた、いろいろな英語から十何カ国語ありますけども、そういうのを現在対応している。今、委員おっしゃったとおり、宿泊もですけども、当然救急とかが出てきますので、救急隊のほうはもう全てそういうことで、当然ペーパーというか、パネルを持っていますけども、あわせてボイスで翻訳機能をしながらか、意思疎通ができるような体制を今とっているところでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

**○議員（下園政喜）** 先ほど後援会の話が出ましたが、きのう41地区の後援会長がお集まりいただきました。残念ながら、甕島地区が後援会組織がないものですから、こっちのほうだけでしておるんですけども、その中で、この所属の人員配置表を皆さんにお配りして、自分のところがどうなんだということもわかってほしいと。その中で、ちょっと余談でしたけれども、ほとんどの方が消防団出身者でございまして、60歳を超しておられますが、もし団員が少ないようであれば、後援会長を含めて、退団された60歳以上をまた入ってもらわなきゃいかんことが発生するんじゃないでしょうかということをおっしゃっておりますので、少し

ずつはふえてくるんじゃないかと思います。

見ていただければわかりますとおり、甌島が少ないというのは、もう人間的なこともあるんでしょうけども、川内南方面隊にマイナス9というのがありますけども、ここは人口が少ないとかいう問題ではないんじゃないかということで、ちょっと後援会長とも話したことでしたけれども、今後ふえていくことに期待をしたいと思います。

それから、もう一つ私は質問なんですけども、要望なんですけども、火災発生状況がメールで発信されてきますが、その中に、建物、林野、車両とか明確に載っておりますけども、その他というのが載ってきたときに、果たして何の火事かということについていつも感じるんですが、このその他の後に、例えば、電気とか何とか、ちょこっと入れていただければ非常にわかりやすいと思うんですが、それはできませんか。

**○通信指令課長（小倉要一）** ただいまメール配信の御質問でございますけれども、メール配信のシステムといたしましては、119番を受け付けて、火災種別を判別して、出動指令をかけたと同時に配信されるシステムでございます。その詳細につきましては、119番の火災の受付時が非常にふくそうしている場合とか、車両とのやり取り等で手が回らない状態でありますので、自動配信をさせていただいているところであります。

その対応につきましては、その他につきましては何かわからないということですので、時間を置いてから、再度配信することは可能であります。

**○議員（下園政喜）** わかりました。できれば、一番最後、鎮火したときでもいいですので、何だったというのがわかれば、少しでもと思います。よろしくお願いいたします。

**○議員（落口久光）** ちょっとお聞きしたいんですけども、消防団が使われているホースの、多分使うとやぶれたりとかいろいろあるというのは何かっていて、そのときの入れかえとかは、各分団が受け持つようになるのか、それとも、公費でやるのか、どちらになっているのか。

**○次長兼警防課長（福山忠雄）** 今御指摘のホースの破損、そういうことで入れかえということは、全て私どものほうで行います。ですので、消防団の方々、もしホースが訓練でやぶれたとかとなれば、管轄の署に持ってきていただいて、補修が

きくようであれば、やっぱり結構高いので、補修がきくようであればいたしますし、できないようであれば、予備のやつをやっていると、今現状でございます。

**○議員（落口久光）** 実は、どことはちょっと言いにくいんですけど、結構、自分たちの分団の予算とかで買われているところもあるらしいんです。恐らくはちょっとなかなか言いにくいとかいうのがあるみたいなので、もしそういうふうになっているようであれば、そこはちょっと実態の調査をしていただいて、整備すべきは整備するとかいうふうに動いていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

**○次長兼警防課長（福山忠雄）** 今、落口議員がおっしゃった自前で購入されているのは、私ども現場のほうで使うやつとか、そういうことで、本数を決めて、各分団決めて配布しております。今おっしゃったやつは、恐らくことし操法がありますけども、消防操法用のホースを、後援会の予算をいただいて購入されているかということかと思えます。もし、また私どものほうで実態を、今度また幹部会議がありますので、そのときにまた調査させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議員（中島由美子）** ホースは操法用と日ごろ使うのとは違うんですね、うちも、たしか川内南分団宮崎部なんですけど、操法用でということで購入の予算がたしか入っていた気がしたので、さっき言われたので、チェックをしていただければと思います。

もう一つ別に、火災報知器です。100%を目指してから、最近全然ちょっと私もこのあれに入っていなかったの聞いてなかったんですが、現状がどうなのかということと、それから、日ごろ一生懸命ずっと呼びかけをして、定着をきているんですが、最近ふっと思ったときに、自治会のほうでも、もうちゃんとチェックしてくださいねという呼びかけがあって、電池切れ、そんなのがないかということをやられているんですが、高齢者の方々がそれを聞いてもどうなのかなというちょっと不安もあって、そのあたりやっぱり大変でしょうけど、女性消防団の方々が回ってくださって、少し点検をしてくださるとありがたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。



○予防課長（永田 稔）まず、火災警報器の設置状況ですけれども、法が改正になりまして、95%ぐらいまで設置率があつたんですけれども、それが、平成28年の4月に95%で、後、例えば転入者とか転出者とかありますので、今は、毎年なんですけれども、無作為に100件から110件調査が来るんですけれども、それで管内を無作為に抽出しましての調査の中では93%の設置率であります。

それと、今後の電池切れとかに対しての対策ですけれども、消防局のホームページとか広報誌とか、後、自治会運営会議等などで呼びかけはしております。後、防火訪問もやっているんですけれども、その中でも、10年たったときには検査と、また電池交換です。それから、もしくは新しいのに取りかえる、そういった指導はしております。

○議員（中島由美子）自治会でもしっかりと放送等を使って点検してみてくださいというのを言われて、なるほどなと思って、私たちの年代だと、紐を引っ張ればとか、ちょっと押してみても点検ができるんですけど、やっぱり高齢者の方々というのは何のこっちゃというのがあるのかなと思うので、ちょっと丁寧に訪問ができるのであれば、そのときに、ちょっといいですかみたいなことができたかなと思っています。できましたらでいいです。

○次長兼警防課長（福山忠雄）防火訪問につきましては、資料に記載のとおり、火防週間で、消防団の方々がゴールド集落を中心に回ってもらっております。また、予防課長が言いましたとおり、防災研修センターの嘱託員の方々が月に計画的に高齢者のところを回っております、すぐには全部行き渡らないんですけれども、今、議員がおっしゃったとおり、御自宅におうかがいして、住警器の関係も今説明しているところでございます。人数が多ければすぐ回れるんですけれども、月々に計画を立てて、今回回っているところでございます。

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。以上で、消防局を終わります。ここで、休憩します。

~~~~~  
午前10時35分休憩  
~~~~~  
午前10時35分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

△社会教育課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、社会教育課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時36分休憩

~~~~~

午前10時37分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△中央図書館の審査

○委員長（帯田裕達）次は、中央図書館の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠）それでは、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。

今回の補正は、平成12年から毎年いただいております、薩摩川内ローターリークラブ様からの図書購入に対する寄附金5万円について予算措置をするものであります。

初めに歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の30ページをお開きください。

10款5項4目図書館費18節備品購入費5万

円で、右説明の記載のように、図書館管理費の備品購入に充て、冒頭で説明いたしました薩摩川内ローターリークラブ様からの寄附金5万円を図書購入に充てようとするものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の11ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金の1節教育費寄附金5万円は、図書館費寄附金で、薩摩川内ローターリークラブ様からの寄附であります。同クラブからのこれまでの御寄附は、平成12年にクラブ創立20周年記念として100万円の御寄附をいただきましてから、今年度まで累計すると220万円となっております。いただいた御寄附は、毎年、利用者の皆様に喜んでいただけるような図書を購入しております。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）** 次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（坂口健太）** 済みません、ちょっと質問させていただきます。

一般質問でちょっと取り上げられなかったんですけども、蔵書数であったり、図書購入費というのは、県内の他市と比較してどれほどのものなのかなと思って、ちょっと答弁お願いできればと思います。

**○中央図書館長（山口 誠）** 直近の数値で、全館で27万部、中央図書館で14万5,500点ほどの蔵書数となっております。予算といたしましては、平成30年度の予算で、1,152万4,000円の購入予算でありまして、一般書で772万8,000円、児童書で379万

6,000円という金額になっております。

他市との比較、ちょっと直近で数値の確認をしておりません。申しわけありません。

**○委員（上野一誠）** 視点が違っていたら申しわけないんですけども、ただ、所管事務なので、少しだけ御意見を聞きたいと思っております。

実は、先日、総務文教委員会は、桑名市の中央図書館の運営について勉強してきました。大きな施設であって、いろんな市の部署が入って、図書館運営については民間委託ということで、民間のほうに全て運営を回しているというような状況であったので、非常に年間60万人の中に、大体その施設に56万人という形で結構入っていらっしゃるんですけど、本市にとって、今職員の人たちがこうかかわっていただくんですが、将来的にこの図書館運営という一つの図書館の維持運営について、今後どういうふうにしていくかという少し捉えるときに、こういう民間委託とか、そういう部分についても検討というか、検証していく必要はないのかなとも流れるに個人的には思うんですが、ですから、そういうような議論というのは、行革の中でもいろいろあるんでしょうけれども、何かそういうのは、全くこれまでも議論はないですか。

**○中央図書館長（山口 誠）** ただいまの質問です。現在の図書館の考え方というのが、市民の自主的な学習文化、余暇活動を支援するために市民に親しまれて、市民が集う図書館づくりということでやっております。実際の運営につきましては、職員が3名おまして、それに加えて、薩摩川内市民まちづくり公社に委託をして運営をいただいているという現状であります。

今言われました桑名市さんのほうが指定管理とか、そういう制度で動かれている部分があるんですが、市としましても、以前議会でも質問等を受けて検討したところではありますが、今の運営状況では、今は外部委託、アウトソーシングを一部やっている状況にありますので、今のところでは検討しているという形になります。

それと、入来分館につきましては、御存じのように、指定管理ということで、入来分館だけが、薩摩川内市では指定管理に出している。

後、分館の話をお話すると、分館もなんですが、中央公民館とか、社会教育活動部分と一緒に運営している分もありますので、そう

いうことも含めて、今後検討していきたいと思っておりますので、今のところそういう感じです。

**○委員（上野一誠）** ありがとうございます。今後いろいろ検証をしながら、より運営がどうなのかというの、一番おわかりな部分だと思うので、検証を含めて、もう当然市民にしっかり対応するのが基本ですので、総合的にまたいろいろ議論がさせていただいていく必要があるのかなというふうな話も聞くし、思いますので、そういう意味で、意見というか、そういう形で申し上げておきたいと思います。

**○委員長（帯田裕達）** 意見です。

先ほど坂口委員の質問で、他市の予算、部数です。それを、類似市だと思いますので、それがわかり次第、報告を上げていただきたいと思います。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（中島由美子）** ちょっと聞いてみたいんですが、図書館ライブラリーがあります。最近そのあたりは、学校現場とか、またいろんな公民館とか等で使われるような機材というのがそろっているのかなと、ちょっと疑問に思ったんですけど、いかがですか。

それと、後、電子黒板とかも入っているので、そんなにも対応ができるようなものがそろっているんですか。

うちは、確かに図書購入費というのはきちんと充足していたなと思ってはいるんですけど、そっちあたりがどうなのかなと思ったので、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○中央図書館長（山口 誠）** ライブラリーの関係です。今言われました、学校側に対するということなんですが、学校でのライブラリーについては、貸し出しができるように、資料等、学校にライブラリーの教材の冊子をつくりまして、学校で借りられるものということで、ただ、中心になっているのはDVDであったりとか、そういう教材になりますので、それを、利用できるDVDの機器とかスクリーンであったりとか、そういう映像機器はあるんですが、今言われます学校用の機材に対応する教材というのは、今のところまだあんまりそろえられていないという形です。

**○議員（中島由美子）** 今はどんどんIT関係も進化していますから、先生たちが結構持っていらっしゃるんで全部いけるのかなと思ったり、電子黒板等、テレビもあつたりしているので、いろんなものが見れているのかなと思うんですが、せっかくライブラリーがあつて、やはりライブラリーのいろんな資料を見ながら、取り寄せたりとか、借りにいったりとかいうのもできていたんですが、最近ちょっとじゃあそういう状況だと使い勝手が悪いのかな、よく使われているのかな、そこあたりまでじゃあ聞いて、また充足、学校現場の必要なものというのをまた調べていただいて、少しでも合っていくというんですか、学校現場とそのライブラリーがうまく合っていけばいいなと思いますので、そのあたり要望して終わりたいと思います。

**○教育総務課長（小原雅彦）** 小中学校の中のICT関係、そういうパソコンとか、そういったものにつきましては、毎年順次更新をしているところでもあります。もちろん各教室に、書画カメラ、それから、電子黒板を配置して、それから、各教室にも、パソコンも大体六、七年おきにリニューアルをかけているところでもありますので、今ある環境の中では最新のものといいますか、おくれおくれにはなるんですけども、更新しながら、整備はして、100%とは言えないですが、そういう視聴覚関係の環境については充足しているというふうに考えております。それに向けて努力もしているところでもあります。

**○中央図書館長（山口 誠）** ライブラリーとしましては、学校にはないライブラリーをそろえていきたいという考えではあります。防災であるとか食育とかそういうのをそろえていって、教材的にはそろえていながら、また、子どもたち、幼児という言い方はおかしい、低学年用の日本むかし話のビデオであるとか、そういうDVDとかそろえて、学校教育では補えないという言い方おかしいんですが、範囲外になるようなところをそろえておまして、ちなみに、ビデオプロジェクターであると18台であるとか、最近ちょっと機材を、昔の16ミリの機材からDVDを中心にビデオプロジェクターであるとか、そういうのをそろえて、力を入れてちょっと機材はそろえております。

それと、教材につきましても、さっき言いましたように、幼児の読み聞かせのときに使えるような、簡単な映画会ができるような教材であるとか、そういうのを中心にそろえまして、ビデオであれば、今のところ1,041本、DVDが100本程度ということで今そろえておりますので、徐々にまたビデオからDVDに変えていって、また幼児のほうにも幅広く使えるような形で、学校への貸出のほうも随時やっているんです。中島議員言われたように、学校のほうは学校のほうで、今説明があったように、整備が進んできているということもありまして、足りない部分を借りていただく、利用していただくというような形で、今連携をとっているところであります。

**○教育総務課長（小原雅彦）**先ほど学校ICTの関係でハード面だけちょっと説明をさせていただいたんですけども、ソフトウェアに関しては、とりあえず各学校で教材のソフトウェアもございます。各学校備品で購入をしたりとか、それから、ジーストリームという教員用のICTのシステムがあるんですが、そちらも利用したりとかしております。そちらは、また、教育総務課、学校教育課の部分で御質問いただければと思います。

**○委員長（帯田裕達）**質疑は尽きたと認めます。  
以上で、中央図書館を終わります。  
ここで、休憩します。

~~~~~  
午前10時53分休憩  
~~~~~  
午前10時53分開議  
~~~~~

**○委員長（帯田裕達）**休憩前に引き続き、会議を開きます。

△少年自然の家の審査

**○委員長（帯田裕達）**次は、少年自然の家の審査に入ります。

まず、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○少年自然の家所長（池田尚人）**議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、少年自然の家分の歳出予算について御説明を申し上げます。

説明書の30ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費、委託料60万7,000円を追加するものであります。

内容といたしまして、建築物、建築設備、非常用の照明灯、防火設備等の建築基準法第12条に基づく年内定期報告のための業務委託経費の増額であります。

歳入についてはありません。

以上、少年自然の家に係る第1回補正予算についての説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）**ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）**質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

**○議員（落口久光）**済みません、素朴な疑問です。定期報告だったら前からわかっていると思うんですけど、このタイミングで来た理由だけ教えてください。

**○少年自然の家所長（池田尚人）**この文書は、平成30年1月30日に鹿児島県北薩地域振興局より発出されており、本所では、2月4日に受理をしております。対象施設のほうが、自然の家宿泊棟A棟、B棟となっております。建築物、建築設備、防火設備につきまして、6月1日から平成30年12月28日までに報告となっております。この文書をいただきましたときに、既に予算が確定しておりましたので、補正として出させていただきました。

**○委員長（帯田裕達）**ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）**質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

**○委員長（帯田裕達）**次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

**○少年自然の家所長（池田尚人）**所管事務に関する報告につきましては、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

夏のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの旅」でございます。心豊かでたくましい薩摩川内ぼっけもんを育成すべく、夏休み期間中の8月2日から3泊4日で甑島を舞台に、小学校5年生から高校3年生まで40人を定員として実施いたします。甑島を舞台に事業を実施するようになりますからことしで16回目、薩摩川内市となります。ことしは、上甑、中甑島を全行程86キロのマウンテンバイクで巡る旅となります。西之浜海水浴場の海水浴やクルージング、テント泊等の体験活動、また、トンボロや長目の浜等の国定公園の観光を通して、甑島のすばらしさを五感で子どもたちに実際に体験させ、ふるさとを愛する心情を養いたいと考えております。

そのために、入念なコース踏査や関係機関への協力依頼、職員間の綿密な打ち合わせ等を通して、参加者の安全を最優先に考えた事業を準備したいと考えております。

その他の関連事業といたしまして、小学校3年生から4年生を対象に、「目指せ！未来のぼっけもん！キッズキャンプ」がございます。夏や冬のアドベンチャーとしての事業としてのステップアップのための事業と位置づけているところです。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前10時59分休憩

~~~~~

午前11時 開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育

## 課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

次に、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）それでは、初めに歳出を説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の27ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費の33万8,000円の減額補正は、漁村留学制度の留学生が計画人数13人より1人減の12人となったため事業を委託する地元実施委員会への委託料を減額するものであります。あわせて、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の交付決定に伴いまして、財源の組み替えを行ったところです。

続いて、28ページをお開きください。

2項小学校費1目小学校管理費の66万円の増額補正ですが、これは、入来小学校、東郷小学校の管理用備品の購入に要する経費であります。

これは、平成29年度末に旧朝陽小と、それから、東郷小の学有林の関係者の合意によりまして、この学有林を一部売り払い、経費を引いた収益が出ましたので、その分を市会計に入れたところですが、その収入分を財源として、同2項の小学校の管理備品に充当するというので、今回歳出の備品の購入をお願いするものであります。

続いて、歳入を御説明いたします。10ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金1節教育総務費補助金412万6,000円、これは、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の交付決定に伴い増額補正するものであります。

○学校教育課長（熊野賢一）学校教育課に係る補正予算の歳出予算について御説明をいたします。

平成30年度第1回補正予算に関する説明書の31ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費事項給食センター施設設備整備費392万3,000円の減額は、既定予算充分による財源調整でございます。財源につきましては、下甑学校給食センターにおける消毒保管庫・コンビオープン、立体炊飯器の備品購入によるものです。なお、県の特定離島ふる

さとおこし推進事業補助金392万3,000円の特定財源となっております。

次に、歳入予算について御説明いたします。

平成30年度第1回補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金事項特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の392万3,000円の県補助金でございます。

以上、学校教育課に係る平成30年度第1回補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情

○委員長（帯田裕達）次に、陳情第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については、既に配付してありましたので、朗読は省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）

それから、当局からの本陳情について、特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（上野一誠）陳情者は団体、個人。

[「個人」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないですか。

○委員（上野一誠）当局は、本陳情については見解が出されなかったんですが、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金2分の1の復元、複式学級解消を図るため、政府予算に係る意見書提出ということです。本市も複式の関係はあるんですけども、率直にこの文書はどんなふうに理解します

か、解釈をしますか。

○学校教育課長（熊野賢一）非常に難しい御質問でございますが、本市もやはり複式の学級がありまして、現在、複式がある学校が14校、35%という状況でございますので、その陳情書に書いてあるのが実現できたら非常にありがたいなど、学校教育としては思っているところではございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承願います。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○学校施設整備室長（上口憲一）委員会資料の2ページをお開きください。

東郷地域小中一貫校整備事業につきまして、5月末の進捗状況を報告させていただきます。

進捗状況の一覧と写真を掲載しておりますので、あわせてごらんください。

工事内容を大きく三つに分けており、調整池を含む造成工事はほぼ完了しており、後は外周道路

の舗装工事を残すのみとなっております。

次に、建築工事ですが、管理中学校棟が2階のコンクリートが打設を完了し、現在は内装工事に入っております。また、小学校棟は高学年、中学年の建て込みを完了し、低学年が建て込み中となっておりますが、現在は全て建て込みを完了しております。また、特別教室棟は、2階までコンクリートの打設が完了しております。

次に、屋内運動場は、1階が建て込み中となっておりますが、現在は1階のコンクリートが打設を完了しております。また、プールと夜間照明につきましては、入札準備中となっておりますが、現在は入札も完了し、工事の準備を行っているところです。

次に、外構工事につきましては、グラウンド及び野球場の入札が完了し、現在は工事の準備を行っているところです。

最後に、門やフェンス及びビオトープ、植栽等につきましては、現在入札の準備を行っているところです。

5月までの全体の進捗率は45%となっておりますが、本日、6月29日現在、約50%近くに進んでいるところでございます。

次に、別紙でお配りしております資料の学校施設におけるブロック塀の状況について報告いたします。ブロック塀につきましても報告をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  
**○委員長（帯田裕達）** ちょっと待ってください、資料を。

**○学校施設整備室長（上口憲一）** 失礼いたしました。別紙でお配りいたしました資料の学校施設におけるブロック塀の状況について報告いたします。6月18日に発生いたしました大阪北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿永小学校で、プールのブロック塀が倒壊し、そのブロック塀に挟まれた女子児童が亡くなるという痛ましい事故を受け、直ちに本市も市内の学校の状況調査を実施したところでございます。一次と二次に分けて調査を行っておりますが、まず、一次調査では、建築基準法の規定に合わない高さ2.2メートルを超えるブロック塀について、6月18日から19日にかけて、各学校へ調査を依頼したところでございます。各学校から電話報告と現場写真を送っていただき、学校施設整備室で確認いたしま

したところ、7校に該当するブロック塀があることが判明いたしました。なお、該当の学校には、バリケードや注意を促す張り紙等の指示を行ったところでございます。

次に、二次調査といたしまして、高さが60センチ以上——これはブロック塀3段以上でございますが——につきまして、18日から22日にかけて、各学校へ調査を依頼いたしました。結果、小・中・幼130カ所程度のブロック塀が報告され、調査報告に基づき、学校施設整備室の建築技師で、昨日までに建築基準法を満たしているかの調査を行ったところでございます。

調査結果につきましては、今後さらに詳細の調査も必要となると考えておりますが、現時点では、建築基準法の規定に合わない高さが2.2メートルを超えるブロック塀が一次調査より1カ所ふえて8カ所、また、1.2メートルを超えるもので、規定の控え壁がないものが38カ所あることを確認したところでございます。

3の今後の対応といたしまして、調査結果をもとに、危険の程度を判断し、早急に対応を検討したいと考えております。

4のその他につきましては、通学路の安全確保及び事故防止につきましては、6月20日付で各学校長に対し、通学路を再点検し、危険箇所を把握すること、また、把握した危険箇所については、児童・生徒、保護者に周知し、危険回避等の指導を行うよう通知したところであります。

以上で、報告を終わります。

**○学校教育課長（熊野賢一）** それでは、総務文教委員会資料の3ページをお開きください。

3月議会以降の2学期制の導入につきまして、経過を報告いたしたいと思っております。

3月27日の定例教育委員会におきまして、学校管理規則を改正し、校長の判断で2学期制を導入できるようにしたところでございます。5月26日、市のPTA、市P連総会で、お手元の資料のリーフレットをもとに、各学校のPTA役員や校長に2学期制についての説明を行いました。6月5日に平成30年度第1回の業務改善推進委員会、これは、学校の校長、教頭がメンバーですが、推進委員会を開催し、学校の業務改善について協議する中で2学期制について検討を行ったところでございます。

6月11日に、東郷地域2学期制検討委員会を開催し、2学期制や東郷学園でモデル的に導入することについて、市教育委員会及び学校から説明を行い、質問や御意見をいただきました。委員の皆様からは、おおむね理解を得ることができたと思っております。

委員の名簿は、5ページに載せてありますが、地区コミの代表、幼・小・中のPTA代表、各地区の保護者代表、学識経験者、地元企業代表、主任児童委員、体育協会長となっております。

6月15日に校長研修会を開催いたしました。校長先生方全員で2学期制についての協議を行いました。校長先生方の中からは先行実施をしたいというような意見も出てきたところでございます。

今後は、7月18日に市全体の2学期制の検討委員会を開催し、いろいろな立場の方から御意見をお伺いするということになっております。委員の名簿は5ページに載せてありますが、校長会、教頭会、それから、東郷中学校区の関係者、職員団体、それから、退職校長会、市P連、保育園、幼稚園、小・中学校の保護者、地区コミ、民生児童委員、子ども会育成連絡協議会、体育協会、文化協会の代表者と、それから、学識経験者となっております。

以上で、2学期制導入についての経過の説明を終わります。

あわせて、もう一件口頭で報告したいことがあります。よろしいでしょうか。

学校の事案でございます。報告をしたいと思えます。

永利小学校で、担任と保護者との間で信頼関係が揺らぐ事案が発生しておりますので、御報告したいと思います。

永利小学校の4年のあるクラスで、担任が自分の子どもの体に触っている、ほかの子どもも触っているのではないかという3名の保護者、男子児童2名、女子1名から訴えがありました。その保護者の意向で6月19日に、保護者のみで保護者会を開催しましたが、ほかの保護者から、開催の意図や趣旨がわからないなどの意見が出て、会議が進まなくなったということで、10分ほどして校長先生が呼ばれ、校長先生が改めて保護者会を開催するという理解をいただいて会議を終了したということでございます。

その保護者の方は、警察へも相談をしており、学校や教育委員会も警察と情報を共有しながら対応に当たっているところでございます。

このような状況を受け、校長は、子どもたちに担任や学級の様子を書いてもらい状況を把握するとともに、担任へ事実かどうかをただしたということでございます。

子どもたちの書いたメモからは、数名の子どもが先生に触られたと訴えているが、多くの児童は、喧嘩や悪口が多く、学級全体が落ち着かないこと、担任の指導や対応への不満などを書いておりました。中には、4年生になって喧嘩が少なくなっとうれしい、4年生になってたくさんの人たちと楽しく遊んでいると書いている児童もおりました。

担任へただしましたところによりますと、担任は、スキンシップ、コミュニケーションを図るつもりで、肩、頭を触ることはあった。ただ、女の子には絶対触っていないということございました。

学校としましては、6月23日土曜日、校長、教頭、PTA会長、副会長、担任を同席させて、臨時の保護者会を開催し、校長が子どもたちのメモや担任に確認したことについて説明するとともに、担任の軽率な行動が児童に不快な思いをさせたことについて謝罪をいたしました。その後、担任から自分の行動の軽率さや指導の至らなさを謝罪するとともに、今後、児童、保護者との信頼を取り戻すために最大限の努力をするという話がありました。

会の中では、数名の保護者から、担任の学級経営や教科指導力、子どもへの接し方などへの質問がありました。その中でも厳しい意見を述べた保護者が2名おりましたが、多くの保護者は無言であったということでございます。

その後、特に質問が出なかったことや保護者会終了後に、担任に対して温かい言葉かけをする保護者もいたことから、数名の保護者が担任に対して不信感を抱いているのではないかというふうに学校は今判断をしているところでございます。

教育委員会としましては、校長に対して、担任にはしっかりと丁寧に教科指導を行い、子どもたちへの接し方を改めることなどを指導し、児童や保護者との信頼関係を築いていくこと、学校としては、学校全体で対象学級を支援し、保護者の理



解を得るよう努めていくことなどについて指導を行ったところでございます。

学校では、再度触られたという児童から話を聞いているということでございますが、触ったのは、先生ではなく友達だったかとか、先生の手がお尻に当たったなど、これまでとは話が食い違ってきているということでございます。

現在、担任も校長の指導を素直に受けとめ、指導方法を改善し、児童との関係の構築に努力していると聞いています。また、子どもたちからも、先生がいい意味で変わってきたというような声も聞かれるようになってきているということでございます。

このようなことから、教育委員会としましては、しばらくは状況を見守っていきたいと考えているところでございます。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（松澤 力）** 2点あるんですけど、ちょっと2学期制のことをさきに伺いたいんですけど、総務文教委員会で、行政視察に行かせていただいて、岐阜県の可児市にうかがって、いろいろ話も聞いてきたんですけども、いろんな考え方あると思うんです。2学期制導入についての学校ごとに判断するのか、それとも、市として、全体として判断するのかということなんですけども、ある程度、私の話を伺ってきた感じでは、ここの今回の資料にも出ていますけども、この2学期制の導入のメリットというか、メリット・デメリットをしっかりと検証して、薩摩川内市として、教育委員会としてもそのよさをしっかりと判断した場合は、ある程度、全体的に導入していくという考え方のほうが、地域とか近くの学校での混乱とか、差別というか、何か不公平感とかいうのも出ないんじゃないかというふうに考えてはいるんですけども、導入の仕方のところを少し伺えたらと思っているんですけども。

**○学校教育課長（熊野賢一）** ありがとうございます。可児市の状況につきましても、我々もいろいろお話を伺ったところでございます。本市教育委員会としましては、一斉導入が目標でございます。一斉導入を目標とするために、まだ県内では、ほかの自治体やっているところはないという状況

がありまして、保護者、それから、教職員、児童生徒もやっぱり不安に思っているということもありまして、とりあえずは、東郷学園、それから、ほかに校長がやってみたいという学校の実践を見ていただいて、理解を深めていただいて、そして、一斉導入というふうに考えています。一斉導入の時期につきましては、1年後あるいは2年後、なるべく早いうちに導入をしていきたいというふうに考えております。

**○委員（松澤 力）** 2学期制については、またさらに検討いただけたらと思っております。

もう一点、2学期制と、また関連するか別なところもあるかもしれないですけど、以前の普通教室への空調設備、エアコンを導入するというのが、教育長の答弁でも、今後検討というか、国のまたいろんな補助、予算も見ながらということだったんですけども、今の状況と方向性について、いつごろというのがあれば教えていただけたらと思います。

**○学校施設整備室長（上口憲一）** 普通教室の空調設備につきましては、現在、平成29年度と平成30年度の2年間で、学校施設の長寿命化計画を現在つくっているところでございます。これは、建物の老朽化とか、後、教室不足であったりとか、いろんな学校の施設につきましては、これからのいろんな取り組む課題がございますので、その辺もひっくるめた形で、その中で空調設備も現在入れて検討しているところでございますので、今のところ、いつ設置というところまではまだ検討の段階でございます。

**○委員（坂口健太）** まず、先ほど口頭で御報告があった永利小の件なんですけれども、数名の保護者の方々が、担任の方の指導力に疑問を持っていらっしゃるというふうなことでしたけれども、この保護者の方々というには、触られたと言っておられる児童の方の保護者なんでしょうか。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 今議員がおっしゃるとおり、触られたと訴えている子どもの保護者でございます。

**○委員（坂口健太）** その答弁についてはありがとうございます。わかりました。

またちょっと違う質問をしたいんですけども、先日、亀山地区の地域の安全見守り隊の会がありまして、そこの中で上がってきたのが、児童等が

持っている防犯ブザーの取り扱いについてです。私自身も、亀山小学校の外周も本当に近くに住んでおりますので、通学路に面しているんですが、毎日のように、防犯ブザーが鳴るんです。ほかの皆さんお住まいのところはどうかわかりませんが、毎日のように鳴って、地域住民の方が、もし何かあった場合の防犯ブザーであるべきなのに、本当に何か事件が起こったときに、そんな音が鳴っても、地域住民の方、外に出ていったりとか本当にできるのかなというところもありますので、防犯ブザーの今それぞれの配付状況と、その取り扱いについて、児童生徒にどのように指導おられるかということをちょっと御答弁いただければと思います。

**○学校教育課長（熊野賢一）**本市では、市の予算を使いまして、新1年生、小学校1年生に、帽子、それから、防犯ブザー、それから、ランドセルカバーという安全用品を無料で配付しているというところでございます。

防犯ブザーにつきましては、特に学校に指導していますのは、電池が切れていないかというのを定期的に点検をしてくださいます。もし万が一鳴らないと役に立ちませんので、それをお願いいたしますし、児童生徒には、やはり使い方はもちろん指導しますが、むやみに鳴らさないようにというのは指導しているんですが、今言われるように、1年生の中で、いたずらで引っ張って鳴らしているというのがあるかもしれませんので、またそれについては再度指導していきたいと思っております。

**○委員（上野一誠）**今関連するからちょっと数字がわかっていたら教えてください。今、いじめ、不登校というのはどんな状況ですか。

**○学校教育課長（熊野賢一）**不登校につきましては、昨年度の状況ですが、本市全体で40名ということで把握しております。この数字は、県、それから、国の出現率の約半数以下という非常に少ない状況になっております。

いじめにつきましては、深刻ないじめというのは報告をされておられません。ただ、いじめは、なるべく多く発見して、多く解決するという趣旨で学校をお願いしていますので、今ちょっとした喧嘩とか、それも全部いじめというふうに捉えて、いじめの認知件数というのを把握しているところでございます。

昨年度の状況につきましては、平成29年度小学校で437件、中学校で108件、学校からいじめを認知したという報告をいただいております。そのほとんどが、その学校で解決をしているという状況でございます。

**○委員（上野一誠）**さっきの教職員のセクハラ、これについて、保護者会訴えがあって、そういう報告を受けたんですけども、子どもたちが校長室に行って担任をかえてくれという声もあったようにも聞くんですけど、中身はちょうどうちの孫たちも通っている学校なので状況は聞いています。だから、やはり、信頼のないところに学校経営は生まれません。したがって、学校長がこれらにどういうふうにして対応するかというのは、やはり大きなポイントになるというか、なかなか学校長が動かないという話も聞こえてきたり、セクハラとかそういうのは、それをされたほうが感じればセクハラだというふうに言われているので、子どもたちが何らかの形で感じて、こういう模様を親に伝えたというのが原因だと思うんです。

ですから、今、課長の話を聞いていると、何かほかの保護者によっては、その先生を励ます声もあったという見方もあるんだよというふうな説明をするんですけども、どうもそういう一つの捉え方が、やっぱり謙虚にどう受けとめるかというのは、率直に受けとめていかないと、現にそういうものを訴えていると。親がこの教師が気に入らんから、担任が気に入らんからこうなっているということに当たらないと思うわけです。

ですから、これを機に、教職員の先生もそれなりの努力はしていられるとは思いますが、やはり解決能力というのが非常に大事であって、それで、さっきいじめと不登校を聞いたのは、そこにちょっと言いたかったんですけども、要するに、現場のこういういじめ、不登校に対して、いじめもかなり数字的には、今、多くあらわれて、あるいは不登校は40名ということで、国、県からすると少ないんだという説明を平然とされるんですけど、その捉え方が、少ないから多いからというのではなくて、全国よりは少ないんだよという表現が、本当にいじめによって不登校をする、あるいは何らかの形で不登校をしているその数字というのは、一人一人の子どもたちにとっては大きな問題であるわけです。それは、平均は少ないかもしれない。

現実的にそういう子どもが傷ついていることは事実なんです。

一つの例を言うけど、もうはっきり事例を言っ  
て言わないといけないから、あえて語るけど、う  
ちの地域にもそういういじめがあって、そして、  
対応が、全校生徒の前で、名指しでこういう声だ、  
これにどうしているかいけないだとか、やっぱり非  
常に取り扱いが、本当にその子どものためになっ  
た解決策をしていないということが言えると思う  
わけね。

だから、保護者からも相談を受ける中で、子ど  
もがその教師を見て拒否反応をしてぐあいが悪く  
なると。卒業式に卒業証書もらえない、そんな  
状況まで追い込んでいくということが現実的にあ  
るわけです。だから、そういう事実を見るときに、  
本当に学校の現場は、それなりの解決というもの  
を真剣に受けとめていかないと、少ないから多い  
から、全国よりはうちはこうだからという次元が、  
そもそも私から言わせると緊張感を持っていない  
ということをやわざるを得ないと思う。

そして、今のいじめの報告の捉え方も、深刻な  
いじめは発生していないということなんだけど、  
深刻ないじめが不登校につながっていく部分とい  
うのはいっぱいあるので、そういう捉え方からす  
ると、認知して上がってくる四百何件、百何件と  
いうものが、そこにあるわけだから、そういう意  
味では、一人一人の子どもの接し方というのは、  
本当に現場力がないと、それは、子どもたちは立  
ち直っていかないだろうと思う。

だから、今回の教師のこのセクハラと仮にする  
ならば、こういうことも真剣に受けとめて、教師  
を擁護する部分もそれはあるでしょう。あんまり  
どうこうというのがあるんでしょう。しかし、一  
つ一つを真剣に受けとめていかないと、子どもが  
どうのこうのという次元ではなくて、嫌な思いし  
て、こういう形になって保護者会までやるという  
ことは、解決能力というのは、本当に校長、教頭  
というものが管理職の中で、担任とどう向き合っ  
ていくか、保護者とどう向き合っていくか、その  
対応次第で信頼関係というのはどうにでも変わっ  
てくるというふうに思うわけです。

ですから、そういう学校現場の本当にこういう  
自分もお話を聞く中で、ここだけじゃないです。  
まだほかにも結構いろんなのが聞こえてきている

ので、改めて現場の対応能力というものについて、  
十分真剣に受けとめながらやっていかないと、今  
の熊野課長の話を聞いていると、緊張感がないん  
だなというふうな僕は率直な受けとめをしました。  
その数字において、全国、ほかよりは少ないとい  
う捉え方、そういう次元も含めて、だから、一人  
一人が真剣にやっていかないと、全国ではそれで自  
殺をしたりとか、いろんな事案があるので、初期  
段階のそういう対応というものが求められている  
ということ、これは意見ですけど、何か答弁が  
あったらおっしゃってください。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 今委員から御指摘  
いただいたことは、もう本当重々また学校のほう  
にも指導していきますし、私どもも重く受けとめ  
て対応していきたいと思えます。

とにかく、永利小の件につきましては、保護者、  
それから、子どもとの信頼関係を築いていくのは  
なかなか難しいとは思えます。時間もかかると思  
えますが、担任も反省して少しずつ変わろうと、  
そして、学校も対応していこうということは、一  
生懸命しているというのは御理解いただきたいな  
と思えます。

それから、不登校に関しまして、今、我々が  
言っていますのは、薩摩川内市では、毎月1日の  
日に、アンケート調査を毎月実施いたしまして、  
不登校、いじめの状況については把握をしている  
というところでございます。

それから、学校でも、担任が一人で対応するこ  
とはしないように、絶対チームで対応するという  
こと、それから、スクールソーシャルワーカーを  
ことしから2名から3名にふやしました。保護者  
との連携をしっかりとるということ、そういった  
ものも含めて、これまで以上にまた不登校への対応  
は慎重に、そして、丁寧にしていきたいと思っ  
ているところでございます。

**○委員（上野一誠）** 2学期制の問題ですけども、  
一応、本市はそれで2学期制ができると。前期、  
後期ができるというふうに決められたわけですけ  
ど。我々も委員会も含め、会派も含め、いろい  
ろな研修というか、2学期制の本来のあり方、ある  
いは2学期制を結果したけど、3学期制に戻して  
いくという、そういうデメリット、メリットの中  
で、実際やってみると、3学期制に戻していくと  
いう、桑名市、可児市がやったばっかり、その中

でいろいろあるんだなと思いつつ、ただ、桑名市が、我々が2学期制が失敗だったということは言いたくないんですがという話を説明の中でされました。ただ10年間やってみると、やはり、子どもの、要するに期間が長いもんだから、若干3学期からすると長いもんだから、学習意欲というものが大きく問われるようになったと。だから、期間がある程度スパンが短いほうがいいのかなというふうな中で、いろいろ業務改善なんですけども、やってきたけども、3学期に戻すというような話がされてあったんです。

ただ、いろいろ実際、メリット、デメリットあるんだけど、今のところは、もう東郷を先行してやるという方針は、答弁からいって変わらないというふうに思うんですが、一斉スタートで2学期制をやると、以前、薩摩川内市は一斉スタートで2学期制をやるという考え方、検証というのはされていますか。

**○学校教育課長（熊野謙一）** 最終的には一斉スタートを目指しています。ただ、今御意見をいただきましたので、今度、7月にあります検討委員会で、議会の皆様のこういう意見があったということも紹介しながら、また、一斉スタートをできれば来年検討していきたいなと思っています。ただ、そうなるかどうかは、まだいろいろ意見を聞きながらですけど、できるだけ早く実施していければなというふうに思っていますので、まずそれについては検討させていただければと思います。

**○委員（上野一誠）** 具体的に言っていくので、私は個人的にはそうあってほしいと思うんです。というのは、各学校長が手を挙げたところはいいですよ、2学期制というのは、地域でもばらつきが出てくると思うし、混乱を招かぬかというのが、ある教育委員に、どんな議論によって2学期制を判断されたんですかという僕は質問をぶつけたんですけども、それは、手挙げ方式ですよという話もする中で、いや、そんなことは混乱を招くからダメですよという、そういう意見を言われた教育委員がいらっやいました、誰とは言いません。

だから、本当に真剣にこの議論がされたかということにもなるんだけど、同じこの薩摩川内市の中で、兄弟がいて、小学校は2学期制、中学校は3学期制、そういう一つの違いをやるということ

が、一つには、そこに具体的に出てくるわけ。それをどっかの2学期制をやろうとしたときに、やっぱりそうなれば兄弟によって、2学期制、3学期制が違うといけない、これ会派で行ったときかな、家族にもやっぱり問題があるので、もう一斉にやりましたということも2学期制の導入がありました。

だから、後は、地域の協力理解度というのが大事であって、いろんな角度から地域がこれにどう理解するか、いろんな関係が起きますよね。体協を含めていろんな、だから、そういう意味では、先行的にとやってみてどうこう捉え方は、私からいうと、本当に自信があるんだったら、2学期制でやりますというものをびしっと言うんだたら、そういう先行とかそういうものは必要なくして、ちゃんと自信を持ってやるんだたら、最初にびしっともう全校でやりましょうという形の教育委員会の主体性がそこにあっていいと思うわけです。各学校の手挙げ方式ではなくて、薩摩川内市の教育は全体的にこうやりますという教育委員会の主体性が今は手を挙げんな。学校の再編と一緒に、地域が判断せにゃならん。そういうことよりも、私はもう教育委員会が主体的に2学期制にするという、それができるという、できるとするの関係、そういう捉え方からすると、本当にこの薩摩川内市の児童生徒がこういう形でばらばらの学校経営に入っていく。そのことを僕は非常に懸念していて、だから、後々、本来、総務文教という捉え方の中で、正副委員長とこれをまとめるのか僕はわからんけども、委員会として、どういう形をつくっていくかわからんけども、そういう意味では、議会もそれなりの意見を付すべきだというのは思っているんです。

ですから、今のところ、実行委員会をされて、市全体では7月ごろ実行委員会、検討委員会で意見を聴取しますという流れになったときに、今、教育委員会の考えを言われるでしょう。そうしたときに、当然その方向に行く可能性も高い。東郷はそういう形でもう進んできているわけですので、そういう捉え方からすると、もうちょっと来年に間に合うか、間に合わんにしても、義務教育学校がスタートしていろんな現場がたがたする中で、そこにまた2学期制をという形を持っていくわけなので、そういう捉え方からすると、もう少し熟

したものがあっていいんじゃないかなというふうには個人的には意見として思っていますけど。

今、全体的にも検討はしているということでありますけども、十分それが、僕は2学期制反対とかどういう持論を入れているんじゃないかと、やるんだったら3学期制に戻すようなことはあってはいかんという持論の中でやるべきだと。でも、やっぱり先進地をやってみると、非常にそういう進めておくと、結果的に戻さざるを得ないと。そして、県の教育委員会がこれを主体的にやろうかとする、なかなか今そこに見えてきません。だから、そうしたときに、薩摩川内市の教育がこの3学期制から2学期制に移行する。この歴史を変えていかにかい。そのことが、本当にメリット部分が高いのかどうか。2学期制をすれば、授業時数を確保するということは、私から見ている、やっぱり授業時数は、学習指導要領の中で変わってきているわけから、ふえているわけですので、当然それは、むしろ3学期制のほうが十分柔軟性にできるんじゃないかというような思いもあります。だから、今、その中で、学校現場もいろんなゆとりの時間を使ったりしたり土曜授業したりして、そういう中のマイナス分を入れ込んでいくというのが現実だろうというふうに思います。だから、十分な検討をやっていただきたい。

○委員（坂口健太） ちょっと2学期制の件でお伺いしたいんですけど、各検討委員会に地区コミの会長等入られていると思うんですけども、地域からの声というのは、この2学期制についてどのようなものが検討委員会等でも上がってくるのかなと思って、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）今のところ、地域からの声というのは我々は聞いていません。ただ、東郷地域では、地域の方に参加していただきましたが、特に大きな意見はありません。学校がするというのであれば、地域は支えていきますよというような意見をこの前伺ったところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（落口久光）長くなっているところ済み

ません。いっぱいある中でどれを質問しようかなと思ったんですけど、やっぱりきょうはこれかなと思って、先生の中でいろんな研修があると思うんですけど。その中にもちょっと公に言いにくいんですけど、いろんな意味でちょっと不適格な先生っていらっしゃると思うんです。そういう先生に、一定期間ちょっと研修を受けさせて、もう一回再スタートをとというような制度があるというのはわかっているんですけど、例えば、今その実態として、大体毎年何人ぐらいの方がどのような研修を受けているのかというのを教えていただきたい。

○学校教育課長（熊野賢一）今、議員から御指摘の研修は、県が実施している研修でございます。実際は、1年間その先生の状況を把握しまして、不適格と判断されたら、教育センターで指導をして、そして、もとの現場に戻る、あるいは別な仕事に移していくと、そういうような仕組みになっています。

本市の状況としましては、今のところ、指導力がそこまでのレベルで低いと、全く子どもの前に立てないというような教師はおりませんが、昨年度、一人そういう先生がいて、1年間様子を伺うという状況でございましたが、その先生は転勤をされて、今新しい学校で一生懸命頑張っているということを聞いて安心をしているところです。

○議員（落口久光）済みません、否定するのは申しわけないんです。多分、今教職員が足りないという実態で、臨時が足りないという表現をされるんですけど、もともと足りないというわけです。その足りない中で、多分学校長が話を最終的に上げて、この人はちょっとというふうに言われるんでしょうけど、足りない中でそういう話を上げると、現場が余計足らなくなって回らなくなるとか、そっちのほうのマイナスの悪循環があるから、上げたくても上げられないのがあるんじゃないのかなと私は思うんです。それだけじゃないと思うんです。上げたら、今度は自分の指導力を問われるというふうに思っている上長の方がいるかもしれないので、いろんな背景があって、そういうのがあるかもしれないという中で、一番直近で聞こえてくるのは、やっぱり教職員不足じゃないかなと思うんです。これは県職なんで、市では管轄外と言われるかもしれないんですけど、現場の実態とかは、地方自治からもどンドン声を上げて、増員を

図っていただくとか、さらに、スキルアップのそういうサイクルをもっと回せやすいような状態にしていけないと、一昔前よりも、今先生の置かれた環境はすごく難しいので、教科が多いとか、ちょっと親御さんも昔と違うとか、そういうがあるので、その環境整備にはちょっと前向きに力を入れていただきたいなど。そうしないと、多分2学期制もぼしゃると思いますので、お願いしたい。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 今御指摘のとおり、今年度は、本市だけじゃなくて、本県全体が不足しているという状況で、県も来年度採用枠をふやすというような対応をとっているようでございます。本市としましては、臨時的に、今の先生方は、研修の機会というのがなかなか持てませんので、本市としては、先日、副田小学校に集まっていたいて、授業を見ていただいて、そして、お互いに授業研究をして高めると、本市独自の研修会もまた開催をしているところでございます。

それから、教職員の配置につきましては、我々のほうとしても、県の教育委員会に要望を上げていきたいと思っています。

**○議員（中島由美子）** 済みません、時間があれですけど。声かけ事案が結構あるということで、子どもたちに対する対応はどうされているのかということと、110番の家とかさまざまあるんですけど、やっぱりさっきも言われたけど、防犯ベルが鳴ったら地域の人が出てくる、そんな体制というのがとれないのかというのが一つ。

2学期制で、私はやっぱり一番大事なのは先生たち教職員です。校長先生ではないと思うんですけど、実際に子どもたちの指導に当たる先生たちが納得をしないと、やっぱりだめなんじゃないかと、質問でも言いましたとおりです。それが、ちょっと聞こえてきたんですけど、学校現場の中で、そんな話し合い全くありませんよという声なんです。だから、どこで話し合いをされるのかなって、職員会議の中で話し合う場がないのかなっていうのをちょっと懸念しているんですけど、その辺の実態をつかんでおられるのか。

あと、私も家庭訪問というのが夏休みにできればいいなというのはすごく思っていたんですけど、現実に亀山小だったと思うんですけど、夏休み期間中に家庭訪問をしていたと。そしたら、結局、親

との関係というのが全く1学期の間に、授業参観とかPTAとかあるんでしょうが、顔がつながらなくて、うまい信頼関係がつかれなくて、なかなかだったということで、今年度また1学期の家庭訪問に戻したという話もあるんです。

そんなこともあって、本当に2学期制導入というのは、慎重であるべきだなと。いろいろ前向きですごく何かいいなとは思っているんですけども、やっぱり現場に、現実当たる先生たちがやってみよう、これならいけるねというところにならないと、もうとんでもないんじゃないかと思うんです。でするので、そのあたり、もう一回しっかりやっていただきたいと思うんですけど。

**○学校教育課長（熊野賢一）** 最初の子どもたちへの不審者対応につきましてですが、本市の小・中学校において、まず、不審者に会った場合の駆け込み訓練、110番の家の駆け込み訓練、そういった訓練、それから、不審者が学校に侵入したときの訓練、警察官が不審者の役をして、子どもたちをどこに逃がすという訓練をやっております。

それから、登下校につきましては、「いかのおすし」、そういったのを子どもたちにしっかりと指導して、何かあった場合は対応できるということ。それから、地域の方にも、駆け込み110番の家を初め、協力をいただいているというようなことで取り組んでいるところです。

2学期制につきましては、もう6月に校長研修会でも改めてしましたので、校長先生方を通じて、それぞれの学校でいろいろ議論してもらって、そして、話をしてもらおうという取り組みを進めてもらうようお願いをしているところです。まだそこが十分でないというところがありましたら、また指導をして、確実に説明をすると。あくまでも、授業時数の確保と、先生方の働き方改革、先生方にもうちょっと余裕を持ってもらって、子どもと向き合う時間、そういった時間をつくってもらいたいという趣旨での導入ですので、そういった面を教職員に説明をしっかりとするようにまた指導していきたいと思っております。

**○委員長（帯田裕達）** ほかにありませんか。

先ほど、ブロック塀の調査結果が出ているんですけど、早急に対応をするということですので、もうなるべく早く、もう事故が、例えば地震とかでああいう事故がないように、もう早急に予算の

面もあるんだろうけど、早急に対応をするようにお願いしておきます。

○**学校施設整備室長（上口憲一）** ただいまありましたように、2.2メートルを超えるブロック塀につきましては、やっぱり自分たちも警戒しておりますので、また予算等もございますので、当局とも協議しながら進めたいと思います。よろしくお願ひします。

○**委員長（帯田裕達）** 以上で、学校総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

ここで、休憩します。再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時53分休憩

~~~~~

午後 0時57分開議

~~~~~

○**委員長（帯田裕達）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの坂口委員の質問に対して資料が整いましたので、中央図書館の館長に説明を求めます。

○**中央図書館長（山口 誠）** 坂口委員の質問の関係で、県下の公立図書館の図書の購入状況で、人口の類似している団体を確認したところ、平成28年度の決算が確定しておりますので、確定している平成28年度決算で御報告させていただきたいと思ひます。

まず、本市の分が、記載のとおりで、図書購入費用が1,163万4,000円、決算になります。購入冊数が7,772冊、蔵書冊数は25万5,246冊でございます。購入費、購入冊数で以下は説明いたします。

霧島市が、購入費が1,088万5,000円、購入冊数が8,037冊、始良市が1,084万円で、5,988冊、鹿屋市が856万6,000円、冊数で5,983冊、鹿児島市は、記載ありますが、ちょっと規模が違いますので類似の団体だけの報告ということで、資料の提出をさせていただきます。

○**委員長（帯田裕達）** ただいま館長のほうから説明がありました。御質疑ありませんか。

○**委員（坂口健太）** 早急に御対応いただきまして、ありがとうございました。

この資料を見てわかるとおり、本市の図書館に

おいては、県内の類似団体と比較してみれば、充実した図書購入費の確保と購入冊数がここに与えられているということがよくわかりました。今後、市民のニーズに応えられるような図書の購入に努められるかと思ひます。

○**委員長（帯田裕達）** 以上で、中央図書館を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時 休憩

~~~~~

午後1時1分開議

~~~~~

○**委員長（帯田裕達）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文化課の審査

○**委員長（帯田裕達）** 次は、文化課の審査に入ります。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○**委員長（帯田裕達）** それでは、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○**文化課長（永里博己）** 議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、文化課分の歳出予算について御説明申し上げます。

まず、会計予算書予算に関する説明書の29ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費2目文化振興費における補正予算額は672万9,000円のうち、文化課分は318万9,000円を追加するものであります。

内容につきましては、事項名、文化財保護事業費で、川内大綱引保存調査準備委員会の開催に係る経費であります。次に、事項名、文化振興事業費で、特定離島ふるさとおこし推進事業の採択による増額でございます。

それでは、それぞれの事業につきまして御説明申し上げます。

別途、平成30年度第1回補正予算の概要の7ページをお開きください。

(1) ー11、トンボロ芸術村事業につきまして、補正額は134万4,000円の増額でございます。

このトンボロ芸術村事業は、甌島の豊かな自然風土を素材とした写真、絵画、俳句、書道の芸術作品を島内外から募集する公募展を核として、地域の特色を生かした文化交流、音楽活動等の地域間交流など多彩な取り組みを甌島全島に広げて実施するものでございます。

事業費の主なものは、関東地区の大学生などで構成するアーティスト団体「アンサンブル・ルヴール」と出水中央高校吹奏楽部の招聘旅費、ワークショップや作品審査員の謝金及び句碑の設置費などが主なものとなっております。

次に、(1) ー12、薩摩川内市芸能祭開催事業で、特定離島ふるさとおこし推進事業決定による財源調整と事業費11万8,000円の減額でございます。

次に、17ページをごらんください。

(3) ー4、川内大綱引保存調査準備事業で、補正額は196万3,000円の増額であります。これは、県が作成しました「かごしまの祭り・行事調査事業報告書」が文化庁に提出されたところであり、川内大綱引が今後国選択となり、本調査が実施できるようになる場合に備えて準備調査を行うものであります。

事業費の主なものは、委員の報償費及び旅費、韓国昌寧郡の大綱引きとの比較調査のための渡航業務の委託料が主なものとなっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

各会計予算書予算に関する説明書の10ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金8目教育費補助金4節社会教育費補助金の補正額は、1,652万6,000円のうち、文化課分は412万7,000円でございます。

これにつきましては、歳出で説明いたしましたとおり、トンボロ芸術村事業、薩摩川内市芸能祭開催事業の二つの事業につきまして、鹿児島県の特定期離島ふるさとおこし推進事業の採択を得たことから、その財源の県支出金について今回補正を行うものであります。

以上、文化課に係る第1回補正予算についての説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（永里博己）それでは、市の指定文化財候補について説明させていただきます。

総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

現在、市の文化財保護審議会において審議中の案件であります。

まず、無形民俗文化財の候補につきまして、6件ございます。

川内地域の一統神社太鼓踊、中郷太鼓踊、高江太鼓踊、城上町太鼓踊、入来地域の大馬越太鼓踊、元村鉦踊の6件です。

元村鉦踊保存会から市の指定への嘆願書が提出されたのを機に、未指定の10件の太鼓踊りに関するものについて、1次及び2次調査を行い、本年2月に開催された平成29年度第2回文化財保護審議会に先ほど述べた6件について中間報告をしたところでございます。今後は、8月に開催されます平成30年度第2回文化財保護審議会で諮問し、答申をいただきましたら、8月の教育委員会定例会に提案し議決されますと、告示される予定でございます。

2項目め、有形文化財候補1件について説明いたします。

名称は藤田家住宅であり、種別は建造物であります。

入来町牟多田集落に残る郷士の住まいで、母屋はオモチ、ナカエの二つの建物をテノマでつないだ形式であり、江戸時代の薩摩藩の特徴的な別棟型であります。

建設時期の棟札は見つかっていませんが、他の武家屋敷と間取りや加工の仕方を比較すると



18世紀後半から19世紀初期のものと思われ、旧増田家住宅より100年近く古い建造物と推定されております。

指定につきましては、藤田家住宅の保存と活用を考える会より嘆願書が出され、専門家の意見をいただきながら平成30年度第1回文化財保護審議会で中間報告を行ったところでございます。外観及び図面等を資料の7ページに添付してございますので、御参照ください。今後は、8月に開催されます平成30年度第2回文化財保護審議会で諮問をし、答申をいただきましたら、8月の教育委員会定例会で提案し議決されますと、告示される予定でございます。告示が終わりますと、9月の総務文教委員会のほうでまた詳しく説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、市の指定文化財候補についての説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 鉦踊り等の6団体、これを新たに無形文化財に指定しようという、これは大変いいことだと思います。

それで、まだこのほかにも幾つの団体が無形文化財の指定を受けているか、ちょっとわからんですが、これは、いわば、今、後継者不足も含めて、やっぱり保存するに当たってはいろいろ御苦労があるというふうに思います。

これは、指定を受けたとすれば、表現が正しいかどうかわからんけど、無形文化財としての運営補助とか、何かこれは幾らですか、5万円ですか。

**○文化課長（永里博己）** 市の指定文化財になりますと3万円でございます。未指定は2万3,000円でございます。

**○委員（上野一誠）** できるだけ、歴史あるものですので、これはやっぱり継続的にやっていけるように、市も応援をしていただけたらと。今、確定はこれからしていかれることでありますけども、そういうことをしていただきたいと思います。

それと、この牟多田の藤田家住宅については、言やあ、なぜこれをこういう位置づけで、これは市が買い取るという理解でいいんですか。

**○文化課長（永里博己）** 現在のところ、市のほうで買い取るというんですか、寄贈を受けるも含め

て、今考えていないところでございます。

**○委員（上野一誠）** ということは、藤田家のほうから市のほうに寄贈をするという形になるのかなというふうには思うんですが。

結果的には、公開施設の増田家住宅との比較をこれによってやるという形で一応着眼されていていらっしゃる。いろんなこれに詳しい教授やら含めて動いていらっしゃると思うんですけど。

せつかく、これがこういう形で有形文化財としての建造物群という形であれば、場所が飛んでいるので、もっと近ければ比較がよりわかったんだけども、同じ地域でないもんだから、そこあたりの一つの整合性というか、いらっしゃった方々に対してこれをどうつないでいけるかというのは、また若干の課題があるかもしれません。せつかく、こういう形でやっていかれるということであれば、十分活用というか、その違いとか、いろんなそういうものについての努力をぜひ市としてもしていただきたいなど。

これは、要望です。

**○委員（坂口健太）** 先ほどの上野委員の質問に関連してなんですが、無形民俗文化財については、各地でやっぱり後継者不足といったようなことはあると思われるんですが、市として、それを後継者不足に対して支援といいますか、人集めであったりとか、そういったところを支援を行われている現状というのはあるのかということをお答えいただければと思います。

**○文化課長（永里博己）** 今、委員がおっしゃるように、後継者不足というのがどの保存団体も非常にせつぱ詰まった状況でございます。

それで、これを継続するために、まず一つ目は、市で主催する事業のほうにまず出たいただいて、出たいただくことで保存するのが一つ。

それと、もう一つは、後継者不足ということで、6月の広報誌でしたけれども、各保存団体の意向を聞きまして、広報誌に載せていいということにつきましましては、会員募集といいますか、保存会員募集をかけているところでございます。

現在のところは、以上のようなものでございます。

**○委員（坂口健太）** 現状、二つの取り組みをされているということでした。

ぜひ、引き続き、後継者不足のところ多々あり

ますので、取り組まれていただきたいと思いますし、子どもたちだって、学校等とも協力をしていただいて、教育の面からも文化として引き続き本市の市民全体で守っていければと思いますので、取り組みをお願いしたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時15分休憩

~~~~~

午後1時15分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△総務課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、総務課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時16分休憩

~~~~~

午後1時17分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議

を開きます。

△秘書室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、秘書室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時18分休憩

~~~~~

午後1時19分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△文書法制室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室を終わります。

△財産活用推進課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補正説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）財産活用推進課にかかわる補正予算について御説明をいたします。

予算に関する説明書14ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費のうち財産一般管理費の閉校跡地利活用促進補助金2億円でございます。

今回、旧南瀬小学校及び旧山田小学校の利活用が図られる見込みになりましたので、補正をお願いするものです。

詳細につきましては、総務部関係の総務文教委員会資料1ページをお開きください。

まずは、旧南瀬小学校の利活用について御説明をいたします。

1の事業の内容ですが、（1）事業概要は、各種製造及び社員研修、宿泊施設等です。①屋内運動場を電子機器部品等の製造工場として、②校舎を外国人技能実習生の研修場所として、③グラウンドの一部に社員寮を新築し、利用をいたします。

（3）事業着手予定日は、平成31年4月を予定しております。

（4）雇用計画としましては、薩摩川内市から正社員1名、パート、一、二名。

（5）地域貢献策としましては、地域の雇用、グラウンドや施設の地域開放、地域活動との連携を図ることとしております。

2、事業者の概要でございますが、事業者はイタックス株式会社で、鹿児島市所在の人材派遣会社となります。

3、その他としまして、（1）本年1月29日に開催されました遊休公共施設等利活用審査委員会の審査を経て、2月2日付で奨励措置適用事業者に指定をしております。

（2）2月6日には、南瀬地区コミ会長からイタックス株式会社による旧南瀬小学校の利活用に

ついて承諾書が提出をされました。

（3）事業者とは、土地建物賃貸借契約を締結済みであり、遊休公共施設等利活用促進条例の適用で年間約188万円の賃借料となります。

（4）文部科学省の財産処分承認申請につきましては、本年3月19日付で承認をされております。

（5）補助事業完了後10年以上経過をしておりますので、国庫納付金相当額を、教育委員会になりますが、学校施設整備のための基金に積み立てることで、国庫納付金の返納が不要となります。

続きまして、2ページをお開きください。

旧山田小学校の利活用について御説明をいたします。

1の事業の内容ですが、（1）事業概要は、外国人実習生環境整備事業です。校舎を利用し、外国人技能実習の研修・宿泊施設として利用いたします。

（3）事業着手予定日は、平成30年9月を指されております。

（4）雇用計画としましては、薩摩川内市から正社員3名、地元住民を優先的に雇い入れ、5年後には10名の常勤を想定しております。

（5）地域貢献策としましては、地域の雇用、グラウンドや体育館の地域利用、地域活動との共存を図ることとしております。

2の事業者の概要ですが、事業者は中小企業地域振興事業協同組合で、鹿児島市所在の外国人技能実習生受け入れ団体です。

3、その他としまして、（1）4月12日には、山田地区コミ会長から中小企業地域振興事業協同組合による旧山田小学校の利活用について承諾書が提出をされました。

（2）本年6月13日に開催された遊休公共施設等利活用審査委員会で、奨励措置適用事業者として了承をされております。

（3）事業者は賃借を要望しており、条例の適用で年間約146万円の賃借料となります。

（4）文部科学省の財産処分承認申請につきましては、本年5月30日付で承認をされ、これも同様に基金に積み立てる予定でございます。

なお、2件の利活用につきましては、現在、事業者と設計事務所、金融機関と事業内容の調整中でございまして、事業費が固まっておりません。

今後、補助金交付申請時に事業費が固まる予定でございます。したがって、今回は条例に基づく補助金の限度額1億円の2校分、2億円の補正をお願いし、今後補助事業費が固まりましたら補助事業費に合わせ減額補正をお願いする予定でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

予算に関する説明書、12ページをお願いいたします。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金2億円でございます。先ほど説明いたしました閉校跡地利活用促進補助金に充当するものです。

以上で、財産活用推進課に関する補正予算の説明を終わります。

**○委員長（帯田裕達）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（松澤 力）** 繰り返しになるかもしれませんが、今の山田小学校の利活用のところで、この外国人実習生の事業は、今後、詳しいことはあれかもしれませんが、どのくらいの人数の規模で、どういう国からという何か計画があれば教えていただけませんか。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）** 山田小学校の定員は60名です。60名が研修できる環境を整えて、1カ月160時間の基礎講習を行うことになっておりますので、その60名が入れかわるということになります。

それから、この管理団体を行うには国の許可が必要です。許可をするときに、もう国名も含めて許可をされています。山田小学校についてはベトナムからの受け入れということで許可を受けており、南瀬小学校につきましてはベトナムとインドネシアから受け入れるということで許可を受けておりますので、それ以外の外国人が来られるということはないということです。

**○委員（永山伸一）** ありがたいことで、こうやって今の補正も1億円を限度にとということで、減額も、事業費の確定が来れば補助金額はおのずと決まってくるということです。

非常にいいことなんですけれども、どっかの課みたいに、補助金の交付決定をして支払いの際、概算払いもできるというふうになっていきますけれども、そこら辺は慎重に支払いは、どっかは規則

に基づいてやっていますと言うけど、何度読んでもそういうふうにはとれませんので、財活は決してそういうことはないように、よろしく願います。それが一つ。

それと、今の件で、まず組合のほうなんですけど、労働者が働ける場所というのは、組合に入っている企業ということで、うちは市内は2者しかないということでしたよね、先日の本会議で。その市内業者がふえる可能性、あるいはふえるためにはどういった手続等があるのか、加入できるのかどうか、そこら辺おわかりですか。それは組合の関係になるんですけど、もしおわかりでしたらお願いします。

**○財産活用推進課長（橋口 堅）** 先ほどの概算払いのまず件ですけれども、閉校利活用のいい制度をちょっと議決をいただきましたので、たくさんお問い合わせが来ます。中には、そういうちゃんとした資金計画を立てずに熱い思いだけで話をされる方もいらっしゃいますので、基本的に概算払いはせずに、完了払いでこちらのほうはしようというふうに考えています。

それから、組合加入ですけれども、南瀬小学校のほうは、基本的に京セラ関係の電子機器部品に限定されていらっしゃるということです。あと、山田小学校のほうは、職種としましては、食品加工とか土木建築、さまざまな業種がございます。とりあえず、この組合のほうに加入すれば、その労働者の派遣を受けることになりますけれども。

流れをちょっと説明をさせていただきますと、事業者様が、まず組合に加入をします。組合によっては、出資金とかいろいろそういう、山田の場合は5万円前後だったような気がしますけれども、そういうのがあってございます。その後、組合に入るということについてはそんなに難しくはないと思いますけど、組合に入った後に、研修受け入れ機関である管理団体に対しまして、希望する年齢であるとか人数であるとか職種であるとかを要望をいたします。そして、その要望を管理団体が、外国の送り出し機関というのがありますので、送り出し機関に通知をいたします。通知をして、送り出し機関がその条件に基づいて募集をかけて、その際に事業者が面接試験に出向かないといけないみたいです。選考して、その後、母国で三、四カ月の事前研修を受けて、ビザ発給後、日本に入

国をされるということ。いろいろなそういったものもろの経費がちょっとかかってしまうものから、それはちょっと一つ障害になるのではないかなというふうには思います。

○委員（永山伸一）ありがとうございます。希望というか、そういう研修生が来るんだったら、ぜひ雇いたいよね、どうしたらいいのかなという問い合わせもありましたんで、また、そこら辺、窓口になってもらえるんですか。どうしたらいいのけということ、自分もちょっとそこら辺どうしたらいいのかという部分があったんですけど、この辺はどのようにしたらいいですか。

○財産活用推進課長（橋口 堅）一応、山田のほうは、中小企業のこちらのほうは受け入れ管理団体ですので、こちらを連絡先御紹介いたしますので、こちらのほうが、この加盟をする手続とか、その後どのぐらい経費がかかるとか、そのような説明をしていただけたらと思います。

南瀬のイタックスのほうは組合の一加盟団体に過ぎませんので、I D D O協同組合というところが実施をいたしますので。ただ、イタックスがその事務局になっているということですから、またこちらのほうで、もし問い合わせがございましたら連絡先をお教えして、ということで対応させていただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）平成29年度に実施いたしました庁舎の劣化度調査の概要について説明をいたします。

総務部関係の総務文教委員会資料3ページをお願いいたします。

平成28年度に公共施設再配置計画を策定し、当初の10年間で旧市町村単位の施設集約を図る

ことで進めております。現在の支所庁舎の空きスペースに周辺の公共施設が集約できないかを検討しておりますが、まず支所庁舎が長期に使用可能なかどうかを把握するため、庁舎の劣化度調査を実施いたしました。

1番、調査を実施いたしましたのは、八千代エンジニアリング株式会社、調査対象施設は、本庁及び各支所庁舎でございます。

3の調査方法は、国土交通省の国道の橋梁の劣化度調査に基づき、コンクリートはつり調査及び外観目視調査により、コンクリート中性化の状況、鉄筋腐食の状況、屋上や外壁の状況等について劣化度を調査いたしました。

(1) コンクリートはつり調査でございますが、コンクリートの中性化の状況及び目視による鉄筋の状況について確認を行っております。コンクリートの中性化につきましては、四角囲みにありますように、新築時のコンクリートはアルカリ性でございますが、年数経過によりまして、表面から内部に向かって酸性に変化をしていきます。このアルカリ性から酸性に変化することを中性化といえます。中性化が鉄筋に達すると鉄筋の腐食が始まり、鉄筋が腐食するとその建物の寿命が到達すると言われております。ただし、中性化により必ずしも鉄筋が腐食するとは限りませんので、コンクリートをはつり、鉄筋のさびの状況や亀裂や断面欠損がないか、さびで膨張していないかなどを調べます。

(2)の外観目視調査ですが、部位ごとの建材や設備機器の状況について目視により状況を確認いたしました。

4番が、調査結果でございます。

AからDの5段階評価をしております。表の下に凡例をお示ししておりますが、A評価が全体的に健全、D評価が全体的に顕著な劣化がある状況です。

結果としましては、下甌支所庁舎の3階と、執務室のあるほうですが、顕著な劣化が見られております。表右から2番目の鉄筋腐食の状況でも、下甌支所3階棟が大と表示されておりますが、表下の凡例のとおり一番悪い状況でございます。それから、一番右側のコンクリートの中性化につきましては、樋脇支所、入来支所、祁答院支所、里支所、下甌支所が大と表示されておりますが、コ

ンクリートの劣化が進んでいる状況です。

4ページをお願いいたします。

先ほどの評価の総合評価となります。縦軸が鉄筋腐食・外壁・屋根のリスク、横軸が中性化のリスクです。

表下の凡例にありますとおり、Iが問題なし、Vが鉄筋腐食による断面欠損があり、さらに鉄筋腐食が進行する環境となっております。

上の表のローマ数字の横に(1)から(12)まで表示をしておりますが、リスクが大きい順位を表示しており、右上の(1)が一番リスクが大きい施設で、表下の(12)が良好な施設となります。

(1)の一番リスクが大きい施設は、下甌支所3階棟で、今後コンクリート構造物の長期的な耐久性確保は厳しい状況です。その次に悪いのが里支所、下甌2階棟、2階棟は旧議会棟になります、となっております。

逆に良好な状況である施設は、本庁と鹿島支所庁舎となります。

平成30年度の実施予定としましては、これらの劣化度調査を踏まえ、旧市町村単位の集約案を検討いたします。そのための基礎調査を現在実施しておりますが、まずは甌島地域の施設の集約について、甌はひとつ推進室を中心に関係課と検討をしております。その後、本土地域の集約案を検討いたします。

以上、庁舎劣化度調査の概要についての説明を終わります。

○委員(帯田裕達) ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(坂口健太) まず、1点目、質問させていただきたいんですけど、公共施設の予約システムがありますよね、インターネットで予約ができるもの。あれが、私もちょっと利用してみようとしたんですけど、スマートフォンの対応になっていませんで、あれいつから運用を開始したのかをちょっとお答えいただけますか。

○財産活用推進課長(橋口 堅) 済みません。正式な年数はちょっと把握していないんですが、旧川内市時代から運用しているものでございます。

○委員(坂口健太) システムの更新等々はどのように行われてきたんでしょうか。

○財産活用推進課長(橋口 堅) 済みません。システムにつきましては5年ごとのリースになっておりますので、リースの更新時点で特に問題があれば改修等とか要望しているところがございます。

○委員(坂口健太) インターネットで予約できるというのは、それは非常に便利な反面、今、インターネットの利用者がスマートフォンとかそういったものの利用もふえておりますので、今後更新をされる際は、そういったものへの対応も含めて検討をしていただければと思います。これは、意見要望であります。

次に、関連をして質問をさせていただきます。

昨今、公有車の事故等の報告がされることありますが、公有車に、例えばバックモニターであったりというのはついているのでしょうか。

○財産活用推進課長(橋口 堅) バックモニターがついているのは3台しかございませんけれども、一応ドライブレコーダーを集中管理車のうち、今現在、本庁管内でしかちょっとつけられませんが、本庁管内の集中管理車につきましてはドライブレコーダーがついていまして、エンジンをかけてから切るまで、前のほうの映像とそれから音声を一応録音はされておりますので、もし事故があった場合にはそのドライブレコーダーを確認しております。

○委員(松澤 力) 1点だけ、済みません。

今、劣化度調査の説明をいただいたんですけど、例えば本庁舎はリスク区分が2ということで、そんなにまだ心配はないということではあるんですけど、ここに書いてあるのは鉄筋の腐食環境が徐々に進行する可能性があるというふうにはなっているんですけど、数字であらわすのは難しいのかもしれないんですけど、大体これだどどのくらいは大丈夫だという何か見込み、何年ぐらいはとかというのはあるんですか。

○財産活用推進課長(橋口 堅) 実は、全て寿命年数も出てはいるんですけども、それだけを発表してしまうとちょっと一人歩きしてしまうものですから、一応改善策というか、集約案を発表するときに、その寿命年度についてもちょっと説明をさせていただきたいとは思っておりますけれども。

本庁の場合は、残年数の試算結果としましては、

今築40年なんですけれども、今後45年から50年もつというふうに出ております。今からです。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時44分休憩

~~~~~

午後1時44分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第69号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）それでは、議案第69号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）それでは、議案第69号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案は、議案つづり（その1）、69—1ページです。内容につきましては、次ページからとなります。議案に関連いたしまして議会資料を提出していただきますので、総務部の議会資料の1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の市税条例の改正でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律等の公布にあわせまして、市民税、たばこ税及び固定資産税の各税におきまして所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

概要となります。（1）の個人の市民税についてでございますが、アにおきまして、非課税措置に

係る所得要件といたしまして、対象となります障害者、未成年、寡婦及び寡夫に係る前年の合計所得金額を現行の「125万円以下」から「135万円以下」に引き上げることとしております。

イでは、均等割の非課税限度額につきまして、基準となります前年の合計所得金額を10万円引き上げるもので、改正後の判定基準額を「28万円に本人及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算し、さらに扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額に改めることとしてございます。

ウでは、所得割の非課税限度額につきまして、こちらも、基準となります前年の合計所得金額を10万円引き上げるもので、改正後の判定基準額を「35万円に本人及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算し、さらに扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額」に改めることとしてございます。

これら個人の市民税の改正につきましては、平成30年度地方税制の改正によりまして、給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げられる一方で、基礎控除が同額引き上げられるといった給与所得控除等から基礎控除への振りかえが行われたことに伴います調整措置となっております。

次に、エでは、基礎控除額の見直しといたしまして、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者につきましては、基礎控除の適用はできないとしてございます。これは、所得再配分機能の回復の観点から、税制改正におきまして、所得の高い人に係る基礎控除額が遞減・消滅する仕組みが創設されたことに伴います規定整備となっております。

オでは、その他所要の規定の整備を行うこととしてございます。

以上のアからオまでにつきましては、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用することとしてございます。

次に、（2）の法人の市民税につきましては、地方税の電子化を進めるため、資本金1億円超の内国法人等に対しまして、法人市民税の電子申告を義務づけることとしてございます。

この規定は、平成32年4月以後に開始いたし

ます事業年度分の法人市民税について適用することとなっております。

次のページ、(3)のたばこ税につきましては、消費者やたばこ小売店等に与える影響等を総合的に勘案しました激変緩和措置によりまして、アの表に記載のとおり、本年10月1日から、旧3級品以外の一般のたばこにおきまして、税率が3段階で引き上げられることとなっております。

旧3級品につきましては、平成27年度改正によります特例税率の廃止に伴いまして、現在、経過措置としていたしまして税率が引き上げられている最中でございますが、本年の4月1日にも税率の引き上げがなされたところでございますけれども、平成31年10月1日に再度引き上げられまして、一般のたばこと同じ税率となっております。

課税に当たりましては、イの表にありますとおり、本年10月1日以降、4回の手持品課税が実施されることとなっております。手持品課税は、税率引き上げ前に小売店等が旧税率による製造たばこを大量に買い置きし、税率引き上げ日以降に新税率による価格で販売いたしますと、新旧税率によります差益を得られるといったことから、これを防止し、改正後の税額を適正に確保するためにとられております経過措置となっております。

ウの加熱式たばこにつきましては、製品重量が軽いといったことから、紙巻たばこに比べますと税負担が低いといったことや、加熱式たばこ間でも税負担が大きく異なる中で、近年急速に市場が拡大していることを踏まえまして、製造品の特性を踏まえた見直しが行なわれたところでございます。

具体的には、(ア)で製造たばこの区分といたしまして、新たに加熱式たばこの区分が設けられております。改正前は、パイプたばこの中に分類されていたところでございます。

参考までに、主な加熱式たばこをお示ししてございますが、現在、写真の3タイプが主流になっているようでございます。

課税方式につきましては、(イ)のとおり、紙巻たばこの本数の換算方法につきまして、重量と価格をもって紙巻たばこの本数に換算する方法がとられることとなります。

次のページになりますが、これまでは、旧課税方式にありますとおり、パイプたばこの重量の

1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算する方式がとられておりましたが、新課税方式では、①と②の換算方法によって算出した本数の合計本数とすることとなります。

具体的には、①が重量に基づく換算方法になりますが、加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって、紙巻たばこ0.5本に換算するといったこと、②では加熱式たばこの小売価格に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本分に相当する平均小売価格をもって紙巻たばこ0.5本に換算するといったものであります。

この課税方式の見直しにつきましては、激変緩和等の観点から、(ウ)の表のとおり、本年10月1日から平成34年10月1日までに5年間をかけまして、旧方式から新方式へ段階的に移行することとなっております。

以上、たばこ税に関する見直しにつきまして、全体像をお示したものが、エの図となります。

上のほうの階段状になったものが一般の紙巻たばこの税率でございまして、本年10月以降、国税、県税、市税合わせて1本につき1円ずつ、3段階で引き上げられることとなっております。

中ほどの階段上になったものが、旧3級品たばこの税率で、平成31年4月1日に行うこととなっております税率の引き上げが、平成31年10月1日に延期されましたことから、同年9月30日までは現行の税率が引き継がれ、平成31年10月1日以降は、一般の紙巻たばこと同じ税率が適用されていくということになります。

一番下が、加熱式たばこについてでございますが、5年間をかけて段階的に新課税方式に移行している時期をお示したところでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページになりますが、(4)固定資産税についてであります。

これは、償却資産に関するもので、国の進める生産性革命・集中投資期間中における特例措置といたしまして、中小企業の設備投資を支援しようとするものであります。

具体的には、中小事業者等が平成33年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定いたします市町村計画に従って取得いたしました一定の機械装置等について、3年間、固定資産税の課税標準をゼロとするものでございます。

対象者、対象設備等につきましては、表に記載



のとおりでございます。

次に、2の施行期日等でございますが、(1)で、この条例は一部の規定を除き本年10月1日から施行することとしてございます。

(2)から(4)までの経過措置につきましては、各税の中で説明したとおりでございます。

説明は、以上でございます。

○委員長(帯田裕達) ただいま当局の説明がありました。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長(帯田裕達) 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(帯田裕達) 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後1時56分休憩

~~~~~

午後1時56分開議

~~~~~

○委員長(帯田裕達) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△契約検査課の審査

○委員長(帯田裕達) 次は、契約検査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長(帯田裕達) それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○契約検査課長(南 忠幸) 所管事務につきまして、平成29年度の建設工事等の入札執行状況の数値が確定しておりますので、総務文教委員会資料に基づきまして説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。

初めに、1の建設工事の状況ですけれども、(1)が年度ごとの入札状況で、平成29年度は、一般競争入札及び指名競争入札合わせまして252件を執行しまして、平均落札率は92.22%となっております。

平成28年度と比較しますと、執行件数は7件減少しまして、落札率は若干上がっております。

次に、(2)は、一般競争入札における工種ごとの開札状況です。

件数欄の中の工事品質評価型(成績条件付)につきましては、工事成績評定の平均点を入札参加条件とするもので、126件で52.1%となっております。

左から4番目の欄は、予定価格の90%未満の額で応札があったときの施工体制調査の件数ですけれども、124件で51.2%となっております。

一番右端の欄は、同額での応札によるくじでの落札件数ですが、93件、38.4%で、発生率は前年度と比較しますと若干減少しております。

次に、6ページをお開きください。

(3)は、一般競争入札における予定価格の金額区分別の発注件数の状況でございます。

1,000万円未満の工事が147件で全体の約61%、1,000万円以上2,000万円未満の工事が62件で約26%、2,000万円以上の工事が33件で13%となっております。

下の表、2はコンサル業務委託の状況ですが、

総発注件数の合計が 97 件で、平均落札率が 90.41%となっております。

コンサル業務委託合計で平成 28 年度と比較しますと、発注件数は 12 件増加しまして、落札率は若干下がっております。

次に、7 ページをごらんください。

上の表、3 が一般競争入札の月別発注及び落札等の状況です。平均落札率が一番低いのは 2 月で 87.76%、平均落札率が一番高いのが 11 月で 93.91%となっております。

下の表、4 は、工種別の平均落札率の状況です。

下に、平成 28 年度実績との比較がございますが、建築一式、電気、それととび・土工は昨年度を下回っておりますが、その他は昨年度を上回っております。

次に、8 ページをお開きください。

上の表、5 は工事成績評定点の状況です。

平成 29 年度の評定につきましては、最高点が 92.6 点で、最低点は 65.0 点となっております。

その下の表は平均点の推移で、一番右の欄が各年度の平均点ですけれども、平成 29 年度は 78.32 点で、年度の平均としましては、これまでで最も高い点数となっております。

下の表、6 は総合評価落札方式の実施状況です。

予定価格 3,000 万円以上の工事を対象としておりまして、平成 29 年度は 26 件を実施まして、平均落札率は 97.1%となっております。平成 28 年度と比較しますと、実施件数は 1 件増加しまして、落札率は若干上がっております。

一番右に逆転件数とありますが、逆転は、入札価格が最も低い者以外の者が落札者となった件数で、2 件ございました。

建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び総合評価落札方式を合わせた全体では、執行件数が 278 件で、前年度より 6 件の減少となっておりますけれども、全体の落札金額では、東郷学園義務教育学校新築工事や国体関連のスポーツ施設改修工事などの大型事業がありまして、増加しております。

以上で、説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後 2 時 3 分休憩

~~~~~

午後 2 時 4 分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、防災安全課の審査に入ります。

△議案第 80 号 平成 30 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第 80 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）平成 30 年度第 1 回補正予算に係ります防災安全課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、お手元の予算に関する説明書（第 1 回補正）の 26 ページをお開きください。

まず、歳出でございますが、9 款 1 項 6 目災害対策費の災害予防応急対策費のうち備品購入につきまして 100 万円の増額をお願いするものでございます。

購入予定の備品といたしまして、防災研修や出前講座で使用する映像再生機器とプロジェクターが一体となった機器並びに災害発生時などにおきまして聴覚障害のある方とのコミュニケーションをとるための電子メモパッドなどを購入予定としております。

続きまして、歳入につきまして御説明いたします。

ページを戻っていただきまして、11 ページをお開きください。

18 款 1 項 10 目消費寄附金の災害対策費寄

附金につきまして、100万円の増額をお願いするものであります。

内容といたしましては、本年4月中旬、鹿児島市に本社があります企業から、本市の安全で安心なまちづくりに役立てていただきたいという内容で寄附の申し出があり、今回受け入れようとするものでございます。

以上で、平成30年度第1回補正予算の説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）少々お伺いしたいんですけども、空き家対策についてなんです。

先日、大阪北部で地震がありまして、ブロック塀が倒れて被害に遭われた方もいたように思うんですが、本市の空き家対策で空き家について調査をされていると思うんですが、そういったようなブロック塀の対策等々について何か御検討されていることはありますでしょうか。

○防災安全課長（寺田和一）坂口委員からの御質問ですが、我々は昨年度空き家の調査をいたしました。そして、また先般ありました大阪の地震によりましてブロック塀が崩れて被害が出ているというのもございます。

一応、昨年度調査をいたしましたのは、最終的にいけば空き家調査は特定空き家というものを特定して、まずは普通の空き家につきましても適正な管理をお願いすること。それから、特定空き家になった場合につきましては、最終的にどうもできない場合には代執行という行為になってしまう

んですが、そこに至らないように、所有者に管理また保全をお願いすることを目的にしております。今回の地震によるブロック塀の件とは若干違う調査でございました。

ただし、全庁的に、財産活用推進課などが中心になって、公共施設のブロック塀のあり方、どのような状況かというのも調査をしておりますし、また、先日、建築住宅課の住宅のグループだったと思うんですが、民有地でブロック塀があって、自分で点検等、知識等なくてできない場合につきましては、御連絡いただければ建築住宅課の技師が出向いて行って確認をいたしましようというのも始めておりますので、若干、空き家とは離れたけれども、そういうのをそれぞれの課と一緒に取り組んでいるところでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、防災安全課を終わります。

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

#### △所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時10分休憩

~~~~~

午後2時10分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△財政課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第80号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）それでは、審査を一時中止しておりました議案第80号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）財政課に係る補正予算について御説明いたしますので、各会計予算書予算に関する説明書を御準備ください。

財政課の補正予算は、歳入予算及び地方債補正でございます。

まず、歳入予算について御説明いたします。

予算書の12ページをごらんください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正の財源調整として繰入金を減額しております。

次に、13ページをごらんください。

22款1項5目農林水産業債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けた林道樺西線及び林道檜之木線舗装事業に係る財源として、林道建設事業債を計上し、8目消防債では、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けた消防団車庫詰所の新築及び消防団配備車両の更新に係る財源として、消防防災施設整備事業債を増額しております。

最後に、地方債について御説明いたします。

5ページの第2表、地方債補正をごらんください。

地方債補正では、林道建設事業債を追加し、消防防災施設整備事業債において限度額を増額するものであります。

以上で、財政課に係る補正予算説明を終わります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第80号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△請願第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書

○委員長（帯田裕達）次に、請願第3号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書を議題とします。

請願文書表については既に配付してありますので、朗読は省略します。（巻末に請願文書表を添付）

それでは、紹介議員の持原議員に出席いただいておりますが、現在、喉を傷めて声を出しづらいということでありましたので、あらかじめ趣旨説明の内容を預かっております。

ついては、書記に代読させますので、御了承をお願いいたします。

○主幹兼議事グループ長（久米道秋）それでは、代読いたします。

総務文教委員会において、本請願に関する趣旨説明の機会をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、2018年度の政府予算は、一般会計総額が9兆7,128億円となり、6年連続で過去最大を更新いたしました。税収は、2017年度当初比2.4%増の5兆790億円と、1991年度以来の高水準を見積もり、これをもとに国債の発行額を6,776億円減らしますが、2016年度においても税収が当初見込みを下回り、赤字国債を追加で発行しています。想定どお

りの税収が確保されなければ、国債の追加発行に追い込まれかねません。公債依存度は34.5%となり、前年度比で0.8%と微減、この間減少させてきた基礎的財政収支、プライマリーバランスの赤字額は10兆3,902億円となりましたが、改善額はわずかにとどまり、税収の伸びの予想に比べて赤字の改善額は限定的となっています。強気の経済見通しを前提に大幅な税収増を見込み予算を膨張させる手法は、不確定な要素が多く問題があると考えるところであります。

地方財政の見通しについては、歳入歳出規模は前年度比0.3%増の86兆9,000億円となりました。一般財源総額は62兆1,159億円で、前年度比プラス0.1%となり、前年を上回る水準を確保しています。

地方交付税は、地方税の増収見込みを受けて2.0%減の16兆85億円、臨時財政対策債は1.5%減の3兆9,865億円となりました。

総務省が、2017年8月に公表した地方財政収支の仮試算で交付税は約4,000億円減り、臨財債は約5,000億円ふえると見込んでいましたが、交付税の減額を抑え、臨財債は2年ぶりに減少に転じました。この結果、地方交付税を初め自治体が自由に使途を決められる一般財源総額は前年度を上回る水準を確保したことは一定の評価ができます。

一方、2019年度以降の地方一般財源総額については、今月作成される予定の政府の経済財政運営と改革の基本方針2018骨太方針で方向性が示され決定される見込みであることから、必要な一般財源総額を確保するため地方交付税率の引き上げや財源保障のあり方などについて、地方6団体などと連携して省庁・国会対策を進める必要があります。

また、財務省は自治体の基金の残高の増加を口実に、地方財政余裕論を展開し、地方交付税の削減を求めています。しかし、財務省は、引き続き基金残高と交付税の削減をリンクさせることが想定されますので、引き続きの対策が必要となります。

このように、政府予算の編成スケジュールは6月の骨太方針等で政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省、総務省との協議で、地方財

政対策と翌年の地方財政計画が策定されることとなります。そのため、これに照準を合わせて地方財政確立の取り組みを進めることが重要となります。意見書採択を行う目的は、全国各地の地方議会から地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるために行うものであり、地域の公共サービスの水準を守るため、一つでも多くの地方議会で採択を進めることを通じて地方財政の確立を目指すものであります。政府概算要求の策定期間に照準を合わせ、昨年度同様に、今期定例会での議会採択をお願いするものであります。

また、去る5月30日に開催された全国市議会議長会第94回定期総会においても、地方税財源の充実確保に関する決議もなされております。

以上のような趣旨を御理解いただき、本請願の採択方について委員各位の御賛同方、よろしくお願いいたします。

以上、代読でした。

**○委員長（帯田裕達）** それでは、当局からは本請願について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 質疑はないと認めます。

紹介議員に対する質疑は以上で終了します。

持原議員には、本委員会に出席していただき、ありがとうございました。

それでは、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 継続審査の声はありませんので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本請願の趣旨を了とし採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（帯田裕達）** 御異議なしと認めます。

よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので御了承願います。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（松澤 力）1点だけ、済みません。

きのう企画経済委員会に委員外で出させていただいて、企画経済委員会の中でも少し話は出たんですけど、企画経済委員会の資料の中で、将来の推計人口というのが企画政策課から出されていて、人口とまた年齢別の何歳から何歳までの人口が何人ぐらいになるというのが、2045年ぐらいまで示されてはいたんですけども。この人口のデータと連動した形で、財政課のほうで何か本市の財政的なシミュレーションというのはされているものがあるのかというのを伺えたらと思ったんですけども。

○総務部長（田代健一）本市の財政推計というか今後の財政の見通しにつきましては、現在、財政運営プログラムというのをつくってございまして、交付税の段階的縮減が終わります平成32年度までを目標年度としたもので計画を立てております。

平成32年度以降は交付税の段階的縮減が終了いたしましたして、さらにその後の財政運営についてどうなるかについてもそろそろ検討を始めないといけない時期となっておりますので、今年度、来年度の間で、そういったその後の財政推計、それから財政の計画というのをどうしていくかというのをこれから考えていかないといけないところになっておりますのでございます。

企画政策課のほうで示しております人口推計とのリンクですけども、当然そういったものも見えないといけないわけですが、財政につきましては、どうしても、先ほどから出ております国の交付税制度とか地方財政計画とか、それから国の補助金といった上位の財政の状況にも大きく影響を受けますので、そこまでの精度の高い長期の計画というのとはできないとは考えておりますけれども、そういった将来の人口の減少というのは、交付税の算定の数値の中には人口を基礎としたも

のもございまして、人口が減りますと当然基準財政需要額のほうも減ってまいりまして、それに対応して交付税も減っていきますので、そういった人口減少による影響というのも踏まえた中で財政の推計というのをしていくことになろうかというふうに考えております。

○委員（松澤 力）今、部長からあったように、いろんな要素があって簡単に出来るものじゃないというところがあると思うんですけど。企画政策課からこういった人口の数値も出ているので、今後の中で、あわせた形でお示しいただけるタイミングがあれば、先々までは難しいかもしれないですけども、将来に対する危機感というか、このままの人口でいくと財政的にも何か厳しいというところが示されたほうが、またいろんな施策が前に進んでいく部分もあるかと思っておりますので、またそのあたりの示していただけたらと思います。

○委員長（帯田裕達）要望です。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時25分休憩

~~~~~

午後2時25分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願

います。

○委員（坂口健太）ちょっと1件質問させていただきたいんですけども。

各種市議選とか選挙の実施状況について統計等とられていると思うんですけども、ぜひ、新しくいろんな統計をとれとは言いつもりはありませんけれども、投票所別の投票率の状況であるとか、年代別の投票率の状況であったりとか、今でもわかっているものについては、ぜひホームページ等々わかりやすいところで公開をしていただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。要望です。

○委員長（帯田裕達）要望です。答弁ありますか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）ただいまありました投票所別の投票率であったり、年代別であったり、今後わかりやすい形で公表ができるようにしていきたいというふうに考えます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員会議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時27分休憩

~~~~~

午後2時28分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△会計課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、議事調査課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）委員会ごとの会議録の作成についてなんですけれども。

ほかの県内他市の議会と比較して早いのか遅いのかということが1点と、今年度から議会事務局の方が1名増となったことで、会議録の作成であったりとか議事録の作成にどれぐらいスピードが上がったのかというのを2点ちょっとお答えをいただければと思います。

○議事調査課長（砂岳隆一）前回の委員会で松

澤委員のほうからも御指摘を受けてございました委員会記録の作成状況でございます。他市とは比べておりませんが、かなり遅いのではないかとこのように考えてございます。

ただいま坂口委員がございましたように、4月から総務課の宍野専門職に、構成替えあるいは原発サミットの関係で業務支援を受けておりました、その関係で今鋭意努力しております、本会議が前回の定例会分を会議録として次の定例会でお出しするということですので、委員会記録のほうにつきましても、前々回までをもとにしてございません。

ただいまの状況でございますけれども、企画経済委員会については12月分まで済んでございまして、アップしている状況でございます。ほかの委員会につきましても、鋭意、現在作成中でございます。

○委員（坂口健太）御答弁いただきました。引き続き、それぞれ限られたリソースではあると思うんですけども、鋭意努力していただくようお願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにはありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありますか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
以上で、議事調査課を終わります。

---

△地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○委員長（帯田裕達）それでは、先ほど採択すべきものと決定した請願第3号の関係に入りますが、ここでお諮りします。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]  
○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。  
よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。  
[意見書（案）配付]

○委員長（帯田裕達）意見書（案）は、請願書

の内容と同様でありますので、朗読は省略します。ごらんいただきたいと思います。（巻末に意見書（案）を添付）

それでは、この意見書（案）について御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御意見はありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、そのように決定しました。

---

△教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

○委員長（帯田裕達）次に、陳情第4号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。  
よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記に意見書（案）を配付させます。

[意見書（案）配付]

○委員長（帯田裕達）意見書（案）は、陳情書の内容と同様でありますので、朗読は省略します。（巻末に意見書（案）添付）ごらんいただきたいと思います。

それでは、この意見書（案）について御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御意見はありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、



そのように決定しました。

---

△委員会報告の取り扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全て終わりましたが、委員会報告書のとりまとめについては委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（帯田裕達）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を正副委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

## 【卷末資料】

請願・陳情文書表

意見書案



|         |                                             |       |                 |
|---------|---------------------------------------------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号 | 請願第 3 号                                     | 受理年月日 | 平成30年 6 月 1 2 日 |
| 件 名     | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書                 |       |                 |
| 請 願 者   | 薩摩川内市神田町3番22号<br>薩摩川内市職員労働組合<br>執行委員長 外山 律子 |       |                 |
| 紹 介 議 員 | 持原 秀行                                       |       |                 |

要 旨

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、

「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」と併せ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導は、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出需要を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2019年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、次のとおり措置されるよう、貴議会において、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を政府に提出いただくとともに、請願内容の実現に向けて強力な働きかけをお願いする。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を始めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定の在り方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                      |       |                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------|-----------------|
| 受 理 番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 陳情第 4 号                                                              | 受理年月日 | 平成30年 6 月 1 1 日 |
| 件 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元、複式学級解消を図るための、2019年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情 |       |                 |
| 陳 情 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 薩摩川内市中郷三丁目 6 0 番地 1<br>寺園 裕二                                         |       |                 |
| 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                      |       |                 |
| <p>学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっている。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのためにも教職員定数改善が欠かせない。</p> <p>また、離島・山間部の多い鹿児島県においては2学年の子どもが一つの学級で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき、憲法が保障する教育の機会均等が保障されているとは言えない。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。</p> <p>豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出されるよう陳情する。</p> |                                                                      |       |                 |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                      |       |                 |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもたちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。</li> <li>2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                      |       |                 |

## 発議第 1 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 帯田 裕 達

### 提 案 理 由

政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指す必要がある。

については、関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実、保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、「トップランナー方式」の導入

は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。

「インセンティブ改革」と併せ、地方交付税制度を利用した国の政策遂行は、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であります。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかであります。

このため、平成 31 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活の実態に即した歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であります。

よって、政府においては下記事項が実現されるよう強く要請します。

### 記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を始めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、平成 27 年の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営

に支障が生じることがないように、地方交付税算定の在り方を引き続き検討すること。

- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
- 7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

発議第2号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 帯田裕達

提 案 理 由

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善等の施策が最重要課題となっており、そのための条件整備は不可欠である。

については、関係行政庁に対し、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であります。特に、小学校においては、平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整などに苦慮する状況となっています。豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題であります。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることが大きな問題であります。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であることから、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

よって、政府においては、地方教育行政の実情を十分認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

---



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会  
委員長 帯田裕達

